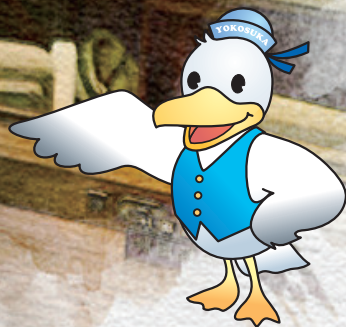


よこすか 市議会ガイド



第7版





●写真：「F・Marinos Sports Park～Tricolore Base Kurihama～」



もくじ

| | | | |
|-----------------|-----------|----------------------|-----------|
| ● 発刊にあたって | 1 | ● なるほど・コラム① | |
| ● 市議会って、何をしてるの？ | 2 | 「関東学院大学とのパートナーシップ協定」 | 36 |
| 1 しゅくみ | 11 | 資料編 | 37 |
| 1 市の仕事と市議会の役割 | 12 | 1 議員の紹介 | 38 |
| 2 市議会の権限 | 14 | 2 会派・党派別数 | 41 |
| 3 市議会の構成 | 16 | 3 本会議・委員会等の開会状況 | 41 |
| ● 横須賀市の予算 | 18 | 4 議員の報酬・期末手当・政務活動費 | 43 |
| 2 運営 | 19 | 5 歴代正副議長名簿 | 44 |
| 4 市議会の運営 | 20 | 6 主な横須賀市会・市議会史 | 48 |
| 5 市議会の原則 | 23 | 7 主な議会関係例規ほか | 55 |
| 6 会議の流れ | 24 | ● 議会が提出した主な条例 | 58 |
| 3 市民と市議会 | 27 | ● なるほど・コラム② | |
| 7 市民の義務と権利 | 28 | 「声を聴いて政策につなげる議会改革」 | 62 |
| 8 議員の義務と権利 | 31 | Q&A | 63 |
| 9 議員選挙 | 32 | ● さくいん・議会用語の基礎知識 | 68 |
| 10 所管事務調査 | 35 | ● なるほど・コラム③ | |
| | | 「横須賀市議会の政策形成サイクル」 | 72 |
| | | ● TOPICS | 73 |

発刊にあたって

このたびは、『よこすか市議会ガイド』を手にとっていただき、誠にありがとうございます。

横須賀市議会では、市政の発展と市民福祉の向上に向けて、市民の皆さんの声を市政に反映させるため、さまざまな議会活動を行っています。

そうした議会の動きを迅速に、分かりやすく市民の皆さんに発信していくことは、目まぐるしく変化するこの時代において、これまで以上に必要なことであると考えています。

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい始めた令和2年当時、市民の皆さんの不安を払拭するため立ち上げた「新型コロナウイルス感染症対策検討協議会」では、リアルタイムに情報を届けられるようにインターネット中継を行ったほか、緊急事態宣言の下では、オンラインで会議を行うなど、コロナ禍においても「開かれた議会」を目指して、さまざまな工夫を凝らし取り組んできました。

また、時代の変化とともに多様化する行政課題に的確に対応するためには、議会の広聴機能の充実・強化も不可欠です。これまでは、報告を主とする場であった「議会報告会及び懇談会」を一本化し、特定のテーマに関して意見をお聞きする、広聴を中心とした場を設け、「広報広聴会」として実施いたしました。今後も市民意見を吸い上げる仕組みづくりと、民意を政策に反映させる政策力の強化に全力で取り組んでまいりたいと考えています。

そして、横須賀市議会では、議員任期4年間に取り組む政策立案と議会改革の課題を定めた「横須賀市議会実行計画」を令和元年度に初めて策定し、計画期間において3件の議員提案条例、1件の政策提言、7件の議会改革を実現しました。

このたび、新たな議員任期がスタートし、今期の「横須賀市議会実行計画」を策定したところです。計画に則り、引き続き課題に取り組んでまいります。

最後になりますが、今回で7回目の改訂版となった『よこすか市議会ガイド』は、市議会の役割や活動などに関する情報を1冊にギュッとまとめた市議会情報誌になります。この情報誌をご覧になった皆さんが、市議会をより身近に感じていただき、市議会により関心を持っていただくきっかけになれば幸いです。

令和5年(2023年)12月

横須賀市議会議長 大野 忠之

市議会って、何をしてるの？

～ある日の中学校の授業の様子～



みなさん、政治というと、どんなことを思い浮かべますか？

すぐにイメージするのはテレビの国会中継です。



そうですね。あれは国ですが、その他に神奈川県のような都道府県と、横須賀市のような市町村があります。それぞれ役割が違いますよ。ちなみに、この学校は誰が作ったのでしょうか？

横須賀市立中学校だから……市ですね



はい正解！じゃあ、みなさんが捨てるごみは、誰が処分しているかな？

小学校の社会科見学で行ったから知ってます。リサイクル・センター「アイクル」で分別したり、ごみ処理施設「エコミル」で燃やしたりしていました。



そうですね。アイクルもエコミルも横須賀市の施設でしたね。他にも、横須賀市ではお風呂やトイレの水を下水処理場できれいにしたり、保育園や図書館を建てたりしています。ところで、それにはお金がかかりますね。市はそのお金をどうやって手に入れているのでしょうか？

みんなから集めた税金だと思います。



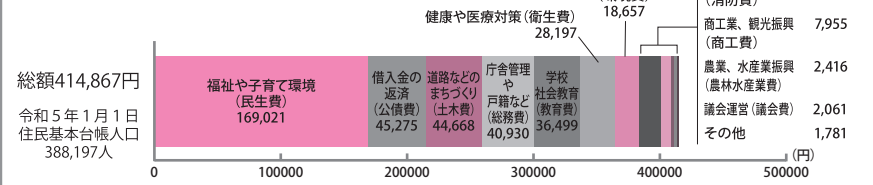
正解！では市が使っている予算は一人当たりいくら位だと思いますか？

えー、わかんない。5万円ぐらい？



実は、平均41万円にもなるんですよ。使いみちは表を見てね。

市民一人当たり予算の使いみち



へー、けっこう使われているのね。



では、何にどのくらい予算を使うかを決めているのは誰でしょうか？

市役所だと思います。



うーん、確かに市役所の建物の中で決めてはいるけれど、市の職員が勝手に決めたら困りますよね。だから、みなさんの代表が決めているんですよ。

わかった！だから選挙をしているんですね？



そのとおり！みなさんが選挙で選んだ議員が予算を決めて、同じく選挙で選んだ市長に市の運営を任せ、それを市議会がチェックする仕組みです。ちなみに二元代表制と言います。

ぜんぶ国会で決めているんだと思ってたな。



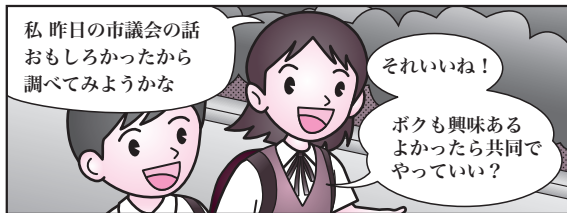
市議会はテレビで放送しないもんね。例えば、みんながいつも使う道路には国道16号線とか県道や市道がありますね。都道府県をまたぐ国道など国のことは国会で決めます。市町村をまたぐ県道などは県議会で決めます。じゃあ、市道や小学校・図書館・保育園・ごみ処理施設など身近なことを決めているのは？

ハイ！市議会だと思います。

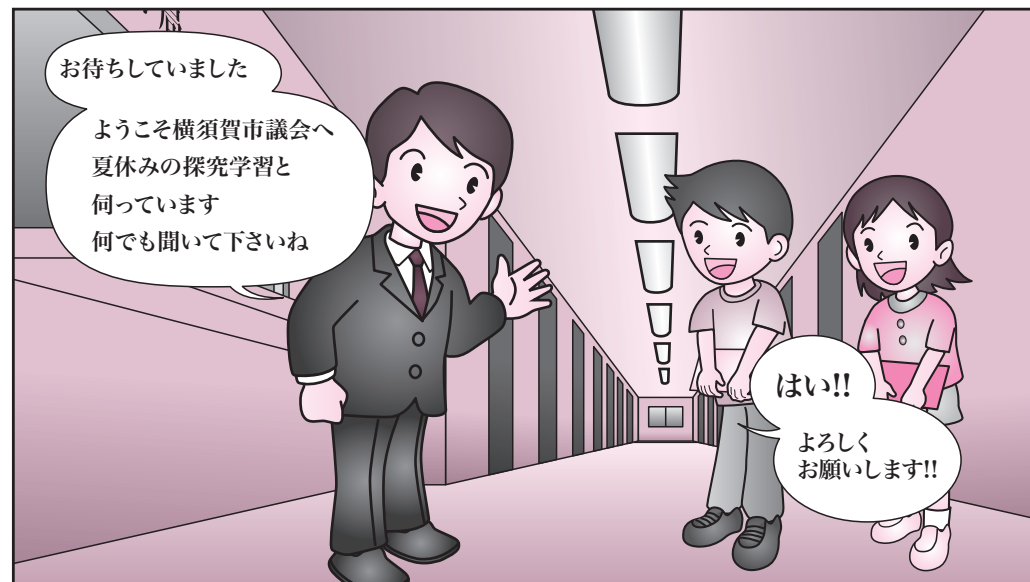
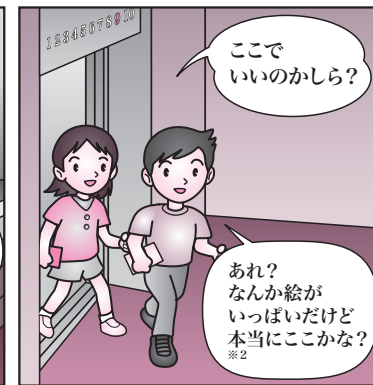


正解！身近なことを地方が自分たちで決められるようにする。これを「地方自治」と言うんですよ。だからみなさんも18歳になったら、ちゃんと選挙に行きましょうね。それでは今日の授業はこれで終わります。

……翌日



後日



※1 議会を見学される方は、事前にご予約ください。詳しくはP.73を。

※2 横須賀市議会の廊下は「羅針の小径」というギャラリーになっています。詳しくはP.6を。

それでは横須賀市議会の中を見て行きましょう!

部屋がたくさんあるんですね。



ここが市議会の入口です。



高校生の絵を飾って応援しているんだって。気軽に来なくなるね。

【羅針の小径】

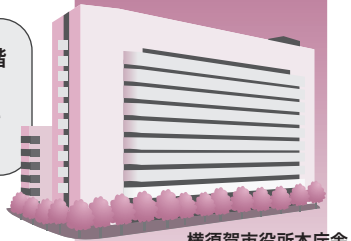


【ロビー】

ロビーでは本会議録や委員会会議録などを自由に閲覧することができます。



市役所本庁舎は1階～8階までが行政のフロア9階～R1階が市議会のフロアになっています。



横須賀市役所本庁舎



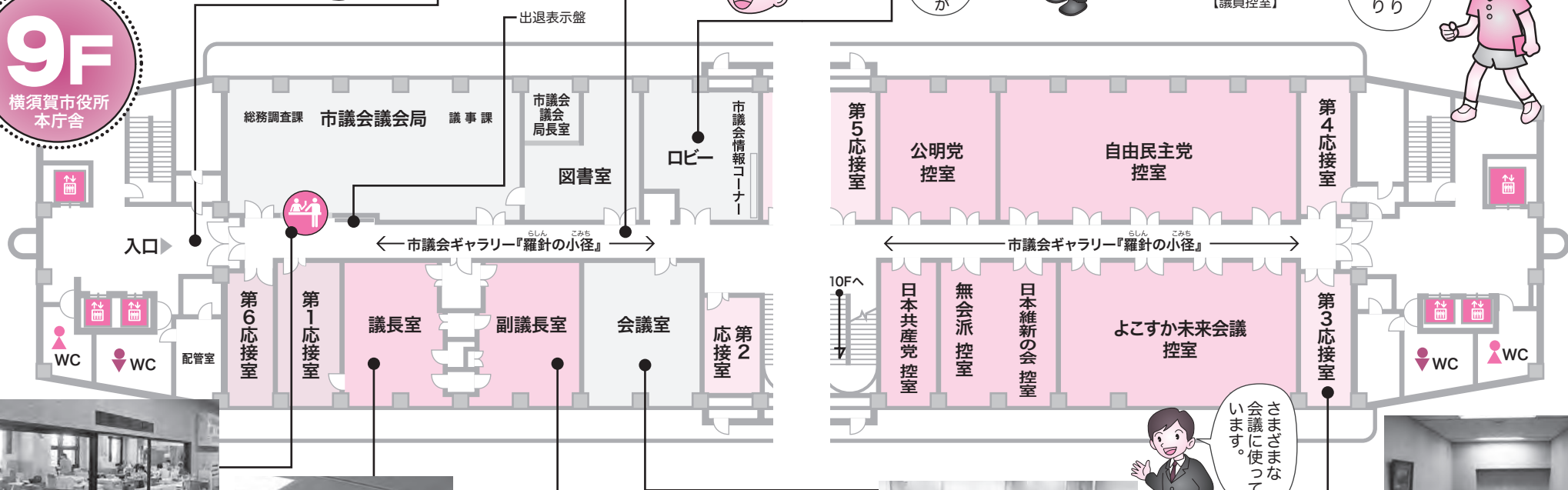
【議員控室】

ここが議員控室ですね。議員さんたちは普段ここで議会の仕事をしたり打ち合わせをしたりしているんですね。



9F

横須賀市役所本庁舎



【議長室】

議長、副議長は、会議のある時以外は、この部屋で仕事をしています。



【副議長室】



【会議室】



さまざまな会議に使っています。

横須賀市議会には他都市から沢山の視察に来たりするんですよ。



【応接室】お客様との面談に利用します。

※議員控室は令和5年(2023年)10月現在のものです。



10F
横須賀市役所
本庁舎

10Fは市議会の中心となる
本会議場と4つの
委員会室があります。
ここで横須賀の未来に
つながるさまざまな
ことが決められて
いきます。



【本会議場】

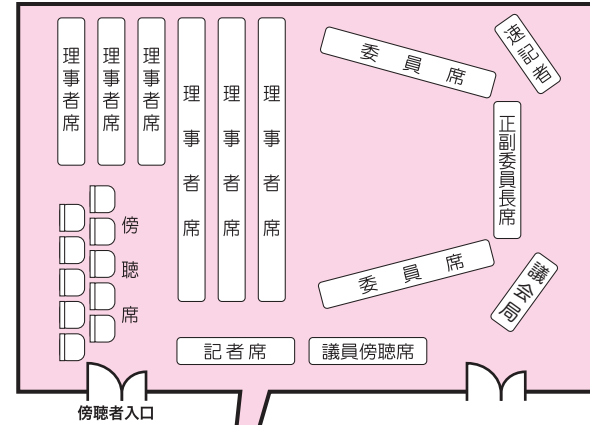


理事者とは、
市長や副市長、
市役所の各部署の
責任者のことです。

理事者
待機室

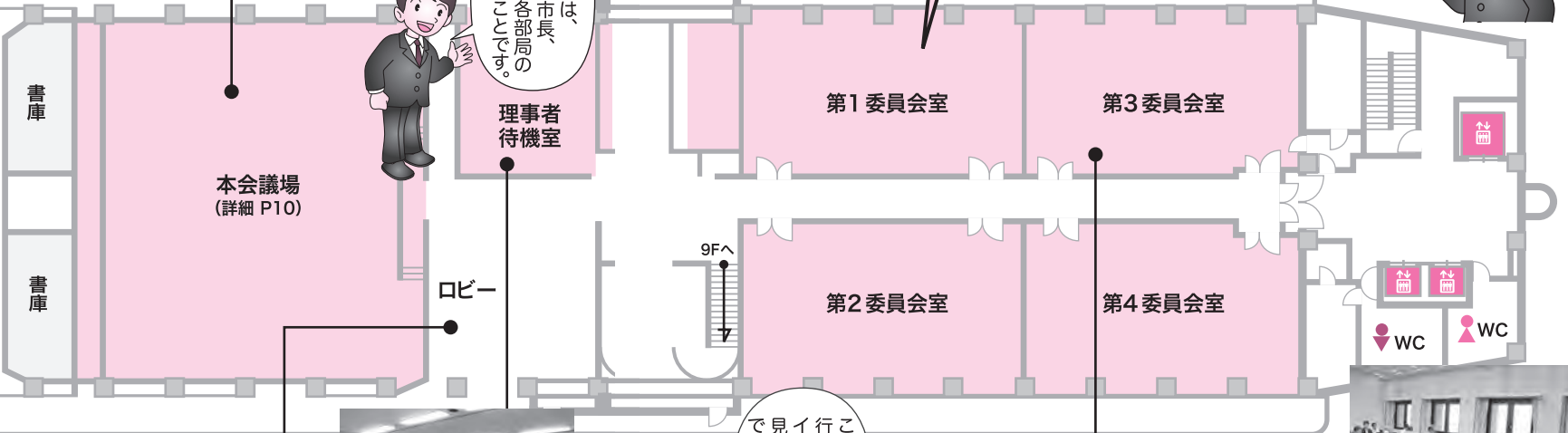
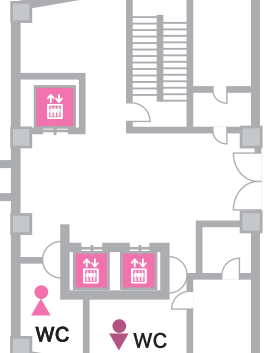
●委員会室●

委員会室を上から見てみましょう！



【委員会風景】

市議会では多くの事柄について
審査しなくてはなりません。
専門的な内容を効率よく審査
するために、5つの常任委員会
に別れて審査しています。



この階にも
大切な部屋が
たくさんあるね。



【ロビー】



【理事者待機室】



ロビーには歴代の
議長の肖像画が
飾られているのね。

この部屋で
行われている会議は
インターネットで
見ることも
できます。



【委員会室】



【委員会風景】



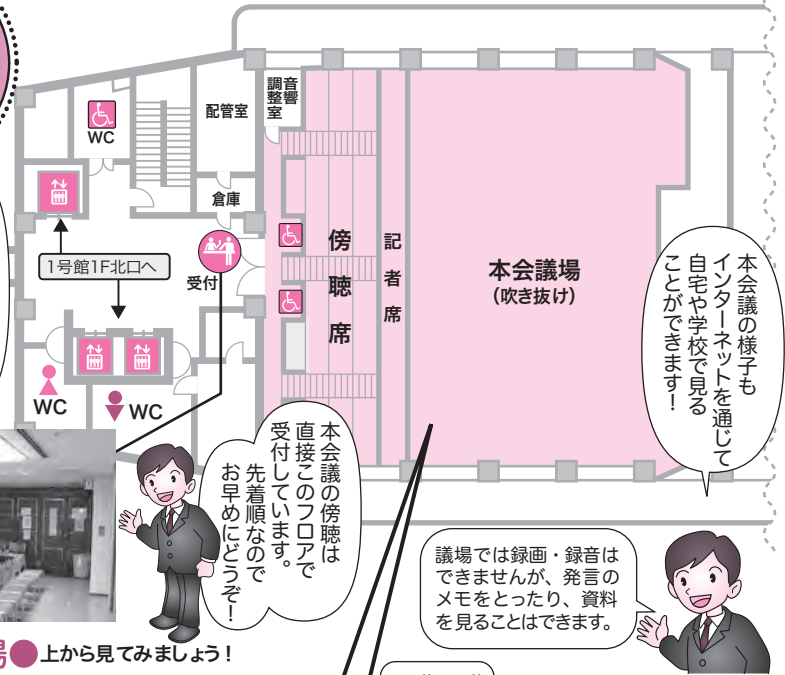
議員により審査が
行われています。
手前が委員席、
奥が理事者席です。

R1F

横須賀市役所
本庁舎



私たちが
本会議を見たいときは
ここに来ればよいのね。



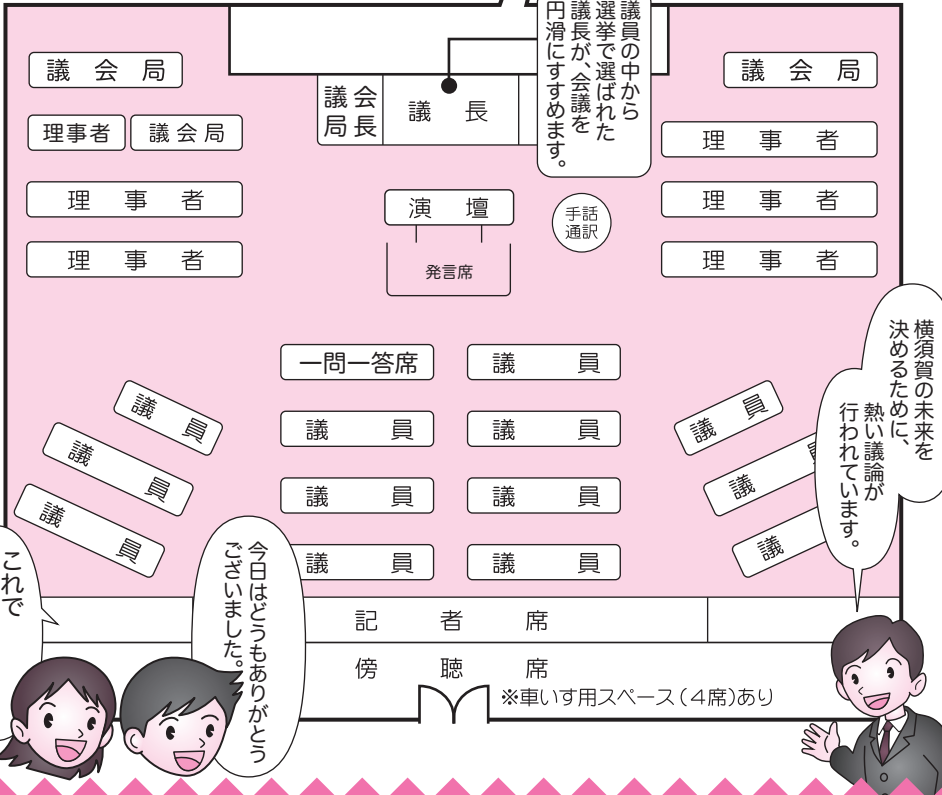
本会議の様子も
インターネットを通じて
自宅や学校で見
ることができます！



本会議の傍聴は
直接このフロアで
受付しています。
お早めにごぞろぞろ！

議場では録画・録音は
できませんが、発言の
メモをとったり、資料
を見ることはできます。

●本会議場●上から見てみましょう！



議員の中から
選挙で選ばれた
議長が、会議を
円滑にすすめます。

手話
通訳

横須賀の未来を
決めるために、
熱い議論が
行われています。

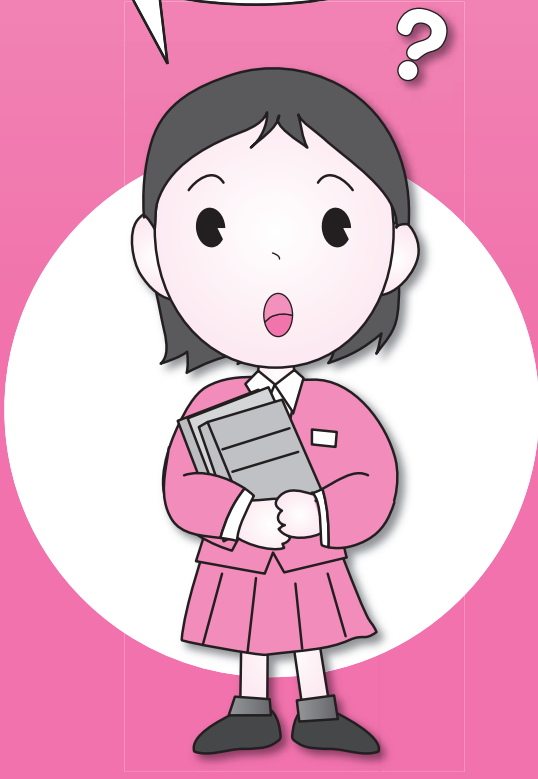
これで
宿題が
できます。

今日は
じつと
おもしろ
かったです。

記者席
傍聴席
※車いす用スペース(4席)あり

1しくみ

市議会はどんな
しくみのかしら



1 市の仕事と市議会の役割

横須賀市は、地方自治法に基づく普通地方公共団体で、平成13年(2001年)4月1日から「中核市」に移行しました。

横須賀市の組織は、市の意思を決定する「議事機関」(市議会)とそれを執行する「執行機関」(市長等)からなっています。

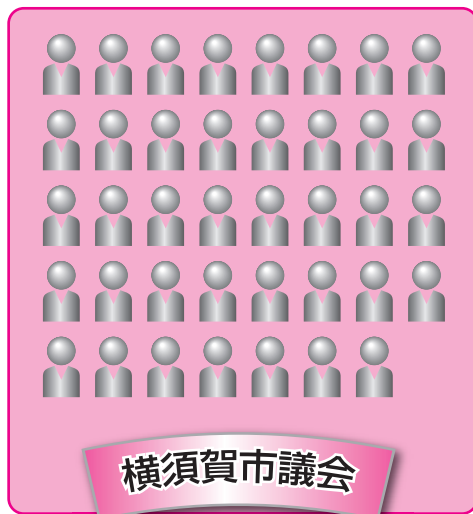
議事機関

「市議会」…市としての意思決定を行います。

議事機関としての市議会は、執行機関から独立し、対等な立場にあります。

市民の代表である議員が、市長の提案する事業計画や予算、条例案などを審議し、横須賀市の意思を最終的に決定する機関です。

市政が正しく適切に行われているかどうかを監視したり、請願や陳情、また、議員側から提案される議案を審議するなど、皆さんの暮らしを豊かでうるおいのあるものとしていくために、大切な役割を果たしています。



4年に1回の市議会議員選挙で選ばれる



横須賀市議会ガイドのカモミーです!

カモミークイズ

現在の横須賀市議会の議員定数は何人でしょうか?
①29人 ②39人
③49人 ④99人

正解は、②39人でした!
38~40ページに議員の名前と写真を載せています。

執行機関

皆さんの「市役所」は「執行部局」「行政委員会」「行政委員」で構成されています。

執行機関は、民主的で公平な行政運営をするために、市長を中心とした執行部局、行政委員会(教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会)、行政委員(監査委員)により構成され、それぞれ権限は分散されていますが、相互に連携を図りながら本市行政の執行に当たっています。

市長は、各執行機関を統括し、相互の業務を調整しています。

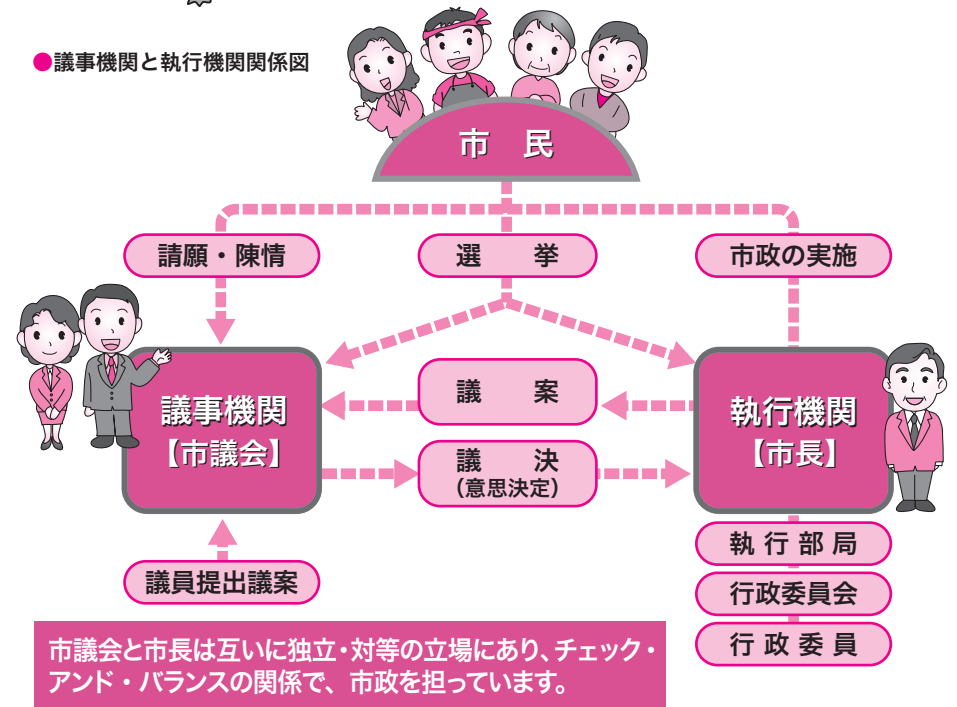
カモミークイズ

人口何万人以上の市が「中核市」になれるでしょうか?

①1万人 ②10万人 ③20万人 ④100万人

正解は、③の20万人でした! 「中核市」は、政令指定都市(県内では横浜市・川崎市・相模原市)に次ぐ都市制度で、福祉、環境など市民生活に密着した事務が県から移されたため、より一層きめ細かな市民サービスの提供ができるようになりました。

● 議事機関と執行機関関係図



2 市議会の権限

市議会は、地方自治法に基づき、次のような権限を持っています。

議決権

議決を得ないと執行できない事項を議決案件といい、議決により決定します。

●地方自治法第96条

普通地方公共団体の市議会は、次の事件を議決します。

- 条例の制定、改廃
- 予算の決定
- 決算の認定
- 契約の締結
- 財産の取得、処分
- 地方公共団体が当事者である訴えの提起、和解、あっせん、など

調査権

市政全般についての独自調査を行う権限。市議会としての強制力も持っています。

●地方自治法第100条第1～11項・第100条の2

市議会は、市の事務に関する調査を行い、選挙人、その他の関係人の出頭及び証言、記録の提出を請求することができます。

意見書提出権

横須賀市にかかわりの深い事柄に対し、市議会としての意思表示を行います。

●地方自治法第99条

市議会は、普通地方公共団体の公益に関する事件について、国会や関係行政庁などに意見書を提出することができます。

選挙権

法律またはこれに基づく政令により、その権限に属する選挙を行うことができます。

●地方自治法第97・103・118・182条

選挙内容としては、①議長、副議長 ②選挙管理委員、同補充員 ③神奈川県内広域水道企業団議会議員、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員（P16 参照）などがあります。

検査権

監査請求権

市の事務に関する書類や計算書などを検閲・検査し、監査を求めることができます。

●地方自治法第98条

市議会は、普通地方公共団体の事務に関する書類及び計算書を検閲し、法律に基づく委員会などの事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができ、監査委員に対して事務に関する監査を求め、監査結果に関する報告を請求することができます。

自律権

市議会内部のことに自主的に決定できます。

●地方自治法第103～108・120・126～138条

具体的な内容としては、①議会の組織、運営、議長・副議長の選挙 ②会議規則の制定等 ③議員の懲罰 ④議員の資格決定 ⑤傍聴人に対する措置などがあります。

請願・陳情の受理

市民からの請願書・陳情書を受理し、審査します。

●地方自治法第124条、横須賀市議会基本条例第13条
●横須賀市議会会議規則第8章

市民からの市政などに対する要望を請願書・陳情書という形で受理し、審査します。

請願は、議員の紹介（紹介議員）が必要で、常任委員会等で審査後、本会議で採決し、採択するかを決めます。陳情は、常任委員会等で審査し、趣旨を了承するかを決めます。

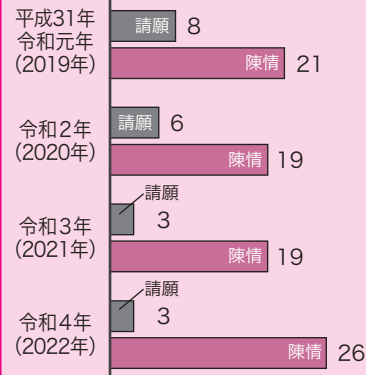
採択（一部採択）した請願、趣旨を了承した陳情で、執行機関に関係があるものは、市長などへ送り、市民からの要望や意見が実現されるように求めます。

（請願・陳情の提出の流れはP29参照）



DATA

請願・陳情の年間受理件数



3 市議会の構成

議長 副議長

「議長」と「副議長」は、議員の中から選挙によって選ばれます。

「議長」は議会の代表者として、議場の秩序を保ち、会議の進行役を務めるなど、議会内のさまざまな事務を処理します。また、全国市議会議長会や旧軍港市議会議長会といった、他都市で開催される会議などにも議会を代表して出席しています。



議長選挙の様子

「副議長」は、議長を補佐し、議長が病気などのときには代わってその職務を行います。

議員

議員は、市議会の常任委員会や特別委員会などの委員となるほか、市の監査委員や神奈川県内広域水道企業団議会議員、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員、法令の定めによる各種審議会などの委員や役員に就任しています。

知っとく?



●こんな団体にも議会があります

【神奈川県内広域水道企業団】

神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市によって構成され、昭和50年代の水需要の増加に対処するため、新たな水源として酒匂川の開発とその水道用水の広域的有効利用などを目的に、昭和44年に設立された組織です。この企業団は、各自治体の議会から選出された議員(神奈川県議3人、横浜市議4人、川崎市議3人、横須賀市議1人)で構成する独立した議会を持っています。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合】

神奈川県内のすべての市町村によって構成され、「後期高齢者医療制度」における保険料の決定や医療の給付などを行い、後期高齢者医療事務を広域にわたり柔軟かつ効率的に処理していくため、平成19年に設立された組織です。この広域連合は、各自治体の議会から選出された議員(横浜市議7人、川崎市議3人、横須賀市議1人等)で構成する独立した議会を持っています。

会派

市議会では、各議員の政策などを効果的に市政に反映させるために、同じ主義・主張を持った議員が集まって「会派」を結成し、活動しています。

現在、横須賀市議会では、会派の結成には2人以上の所属議員が必要となっています。一定の所属議員を持つ会派を「交渉会派」と呼んでいます。

ガモーイズ

「交渉会派」とは、何人以上の議員によって構成する団体でしょうか?

①2人 ②4人 ③6人 ④10人

正解は、②の4人でした! 交渉会派は、議会内の重要事項を決める会議に正式なメンバーとして参加できるなど、さまざまな議会活動の中で発言権を持ちます。

市議会 議会局

市議会には議会局が置かれ、議長によって任免される議会局長と議会書記が議会活動の補助をしています。

市議会議会局には2つの課があり、次のように事務を分担しています。

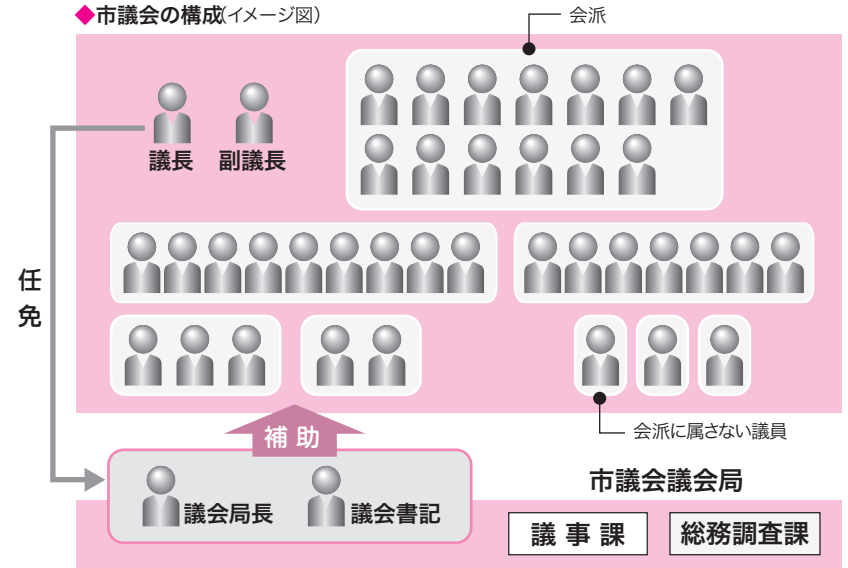
総務調査課

- 議長及び副議長の秘書に関すること
- 議員の報酬等に関すること
- 予算及び経理に関すること
- 議会関係規程の制定及び改廃に関すること
- 市政等の調査並びに資料の収集、調整及び整理保管に関することなど

議事課

- 本会議に関すること
- 委員会に関すること
- 請願及び陳情に関すること
- 議員提出議案に関すること
- 議会の広報及び広聴に関することなど

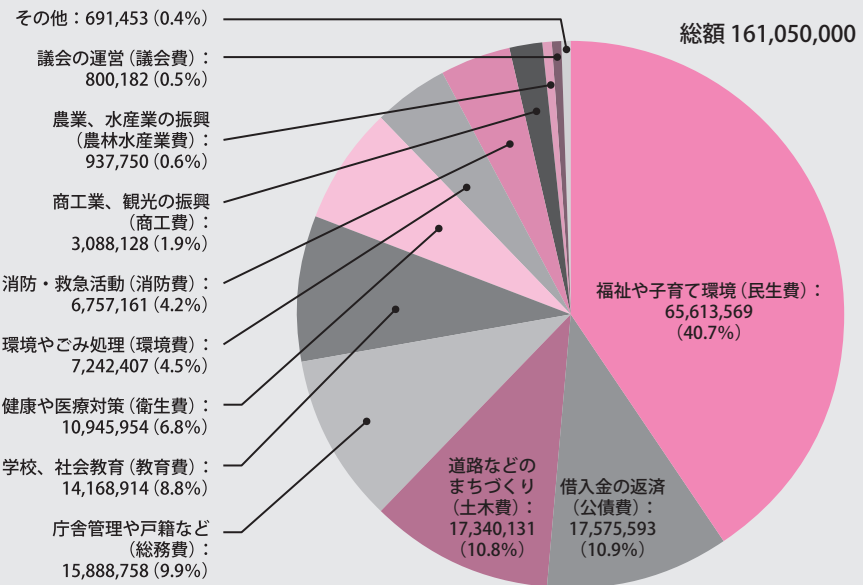
◆市議会の構成(イメージ図)



2 運 営

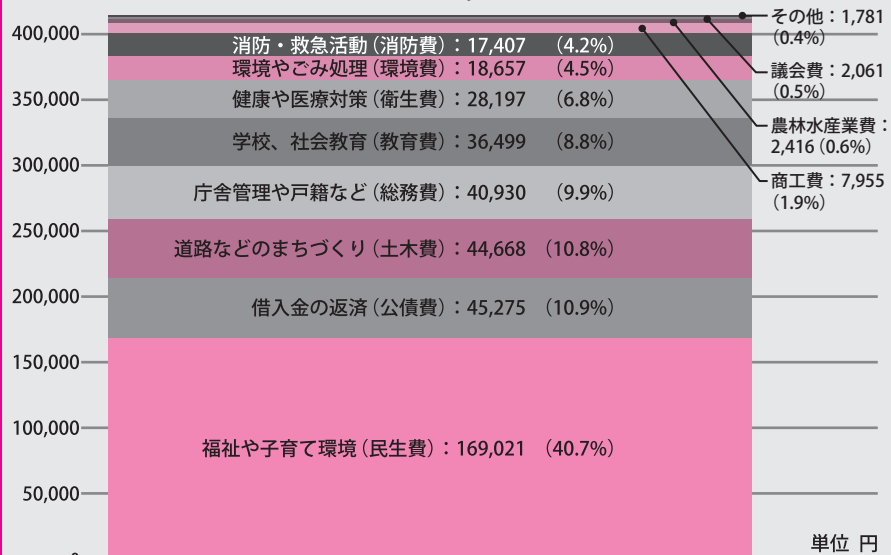
横須賀市の予算

令和5年度横須賀市の一般会計予算 単位 千円



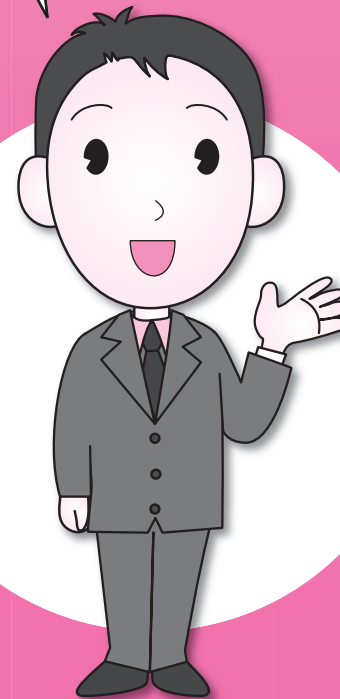
令和5年度市民一人当たりの予算

総額 414,867円



令和5年1月1日の人口388,197人 ()内は構成比

市議会でなにをやってるのかな？



4 市議会の運営

通年議会

横須賀市議会は**通年議会制**を導入しているため、毎年5月に市長が定例会を招集したのちは、いつでも必要な時に議会を開くことができます。

■定例会

年に一度市長が招集し、その期間は5月中旬から翌年4月末日までと、ほぼ一年間にわたります。議会はその間、議案の審議などの活動を行うことができます。

■招集議会・定例議会

招集議会とは、毎年5月に市長の定例会の招集により開く議会のことで、定例会の会期を決定し、また議長・副議長の選挙などを行い、議会内の役職者を選出します。

定例議会とは、ほぼ一年にわたる定例会において、毎年6月、9月、12月、3月に定例的に議案審議等の議会活動を行う期間です。

●市議会の招集

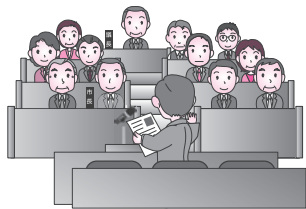
※令和4年定例会の例

| 年月 | 議会日程 |
|--------|---|
| 令和4年5月 | ●市長による定例会招集 招集議会 5/13 ●定例会の会期の決定、議会内の人事 |
| 6月 | 6月定例議会 6/8~6/24 ●補正予算案など |
| 7月 | |
| 8月 | |
| 9月 | 9月定例議会 8/29~10/4 ●補正予算案・決算議案など |
| 10月 | |
| 11月 | 11月臨時議会 11/14 |
| 12月 | 12月定例議会 11/29~12/14 ●補正予算案など |
| 令和5年1月 | |
| 2月 | |
| 3月 | 3月定例議会 2/14~3/24 ●補正予算案・当初予算案など |
| 4月 | |

●通年議会

横須賀市議会では、平成29年(2017年)5月から定例会の回数を年1回とし、「会期」をほぼ1年間とする通年議会制を導入しています。これにより審議時間に余裕を持たせることが可能となり、市政に対する監視機能の強化と政策立案機能の強化を図っています。また、大規模災害の発生などの緊急時も議会の判断で速やかに会議を開くことができます。

毎年決まった期間に開かれる定例議会期間中以外でも、緊急に審議すべき案件がある場合は、議長が**臨時議会**を開きます。



本会議 委員会

市議会では**本会議**や**委員会**が開かれます。



●会議の種類

本会議

- 議員全員が集まる会議です。
- 議事日程に従って進められます。
- 市長や議員が提出した議案などについて、質疑、討論、表決などが行われ、ここで議決されたものが、**議会の最終的な意思**となります。
- 市政全般の問題について、市長や当局の考えが問われます。

協議又は調整を行うための場

- 議員総会と全員協議会が設置されています。

常任委員会

- 本会議とは別に開かれ、提出された議案などについて、部局長等から説明を求め、詳しく審査されます。

総務

- 現在、市の部局を4つに分けた行政部門別常任委員会と予算決算議案を審査する予算決算常任委員会が設置されています。

民生

環境教育

- 予算決算に関する議案等は、予算決算常任委員会の各分科会で担当し詳しく審査されます。

都市整備

- 常任委員会では専門的、効率的な審査を行い、その結果を本会議に報告し決定に役立ちます。

予算決算

分科会(総務・民生・環境教育・都市整備)

議会運営委員会

- 議会の運営をスムーズに行うために、会期の決定や議会の運営、議事の取り扱いについての協議や会派間の意見調整を行います。

特別委員会

- 特定の事項について詳しく審査する必要があるときは、議会の議決を経て「**特別委員会**」を設置することができます。

特定の目的について検討を行うための場

- 各会派代表者会議、災害対策会議、政策検討会議、広報広聴会議、議会制度検討会議、議会ICT化運営協議会を設置しています。(令和5年(2023年)10月現在)

| | | |
|--------------------|--------------------|--|
| 常任委員会 | 総務常任委員会 (10人) | 総務、財務、政策推進、文化振興、産業経済及び他の常任委員会の所管に属しない事項 ■担当部局…経営企画部、総務部、財務部、文化スポーツ観光部、税務部、経済部、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、市議会議会局 |
| | 民生常任委員会 (10人) | 民生、地域支援、社会福祉、保健衛生及び子どもに関する事項 ■担当部局…民生局(福祉こども部、地域支援部、健康部、こども家庭支援センター) |
| | 環境教育常任委員会 (9人) | 環境政策、廃棄物、教育、人権、渉外及び消防に関する事項 ■担当部局…市長室、環境部、消防局、教育委員会事務局 |
| | 都市整備常任委員会 (10人) | 土木、建築、緑政、港湾及び上下水道に関する事項 ■担当部局…都市部、建設部、港湾部、上下水道局 |
| | 予算決算常任委員会 (39人) | 予算及び決算に関する事項 |
| 議会運営委員会 | 議会の運営・議長の諮問に関する事項 | |
| 特定の目的について検討を行うための場 | 各会派代表者会議 | 一般選挙後、最初の議会の議事運営について協議又は調整を行う |
| | 災害対策会議 | 大規模災害が発生し、又はそのおそれがあるとき、市民の安全確保と災害復旧に向け、災害対策活動を行うための体制整備を行う |
| | 政策検討会議 | 市政に関する重要な課題について、認識の共有と合意形成を図り、条例等の提案や市長等への政策提言のための協議を行う |
| | 広報広聴会議 | 効果的な広報広聴の在り方、横須賀市議会だよりの発行、広報広聴会の開催について協議を行う |
| | 議会制度検討会議 | 議会運営に関する問題点の解決を図るとともに、これからの議会の在り方について協議を行う |
| | 議会ICT化運営協議会 | 議会ICT化の具体的実現を図り、市議会のITシステムにおいて発生し、又は発生することが予想される諸問題について協議を行う |

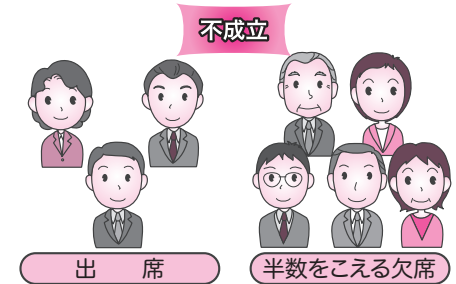
5 市議会の原則

市議会には、地方自治法や横須賀市議会基本条例等の定めにより、次のような原則があります。

定足数の原則

(地方自治法第113条)

市議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことはできません。



議事公開の原則

(地方自治法第115条) (議会基本条例第12条)

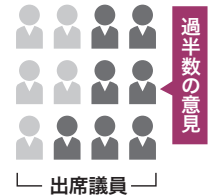
市議会の会議は、これを公開とします。地方自治法でいう会議とは本会議を指しますが、本市ではすべての会議を原則公開としています。



過半数議決の原則

(地方自治法第116条)

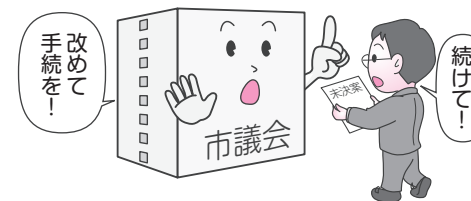
地方自治法に特別の定めのない限り、市議会の議事は、出席議員の過半数で決定します。



会期不継続の原則

(地方自治法第119条)

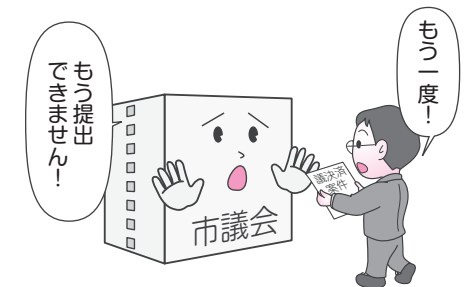
会期中に議決に至らなかった事柄は、後の会議に案件として継続することはできません。継続させたい場合は、市議会の議決により閉会中継続審査の手続きをとります。



一事不再議の原則

(横須賀市議会会議規則第9条)

市議会一度議決された事柄については、同一議会期間中は再び提出することはできません。

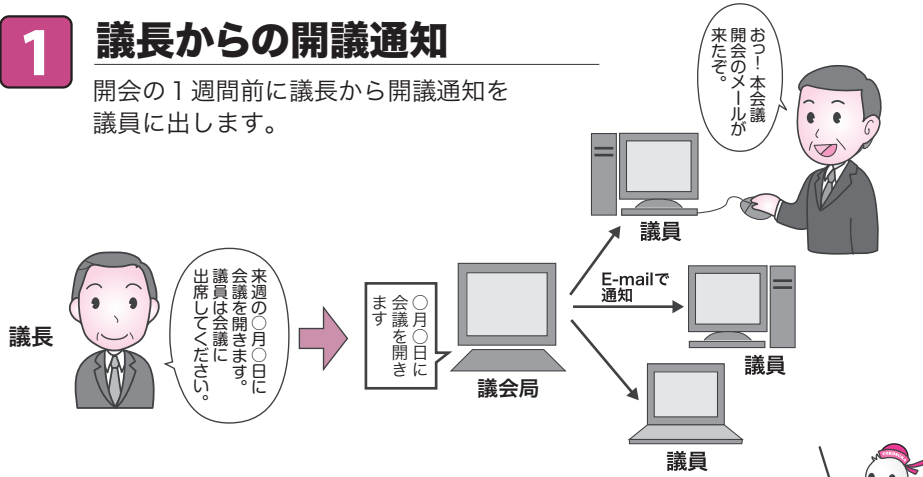


6 会議の流れ

例年6月、9月、12月、3月に開かれる定例議会については、次のような流れになります。

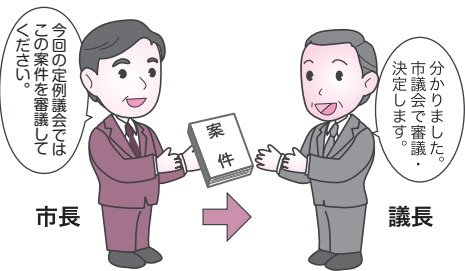
1 議長からの開議通知

開会の1週間前に議長から開議通知を議員に出します。



2 本会議を開き、議案等を上程・委員会付託

※議員定数の半数以上の出席が必要です。



◆議会用語解説

- 一般質問** 市政全般に関する事柄を市長等に質問すること
- 代表質問・個人質問** 新年度市長施政方針及び提出議案に対して市長等に会派を代表して又は個人で疑問点などをたずねること
- 案件上程** 議案、請願、意見書など会議に議題としてのせること
- 質疑** 議案などの内容について疑問点などを問いただすこと
- 付託** 議長が議案などを所管する委員会に送ること
- 散会** その日に予定していた議事をすべて終了して、その日の会議を閉じること
- 延会** 予定案件を終了しないでその日の会議を終えること
- 討論** 案件について賛成・反対意見を表明すること
- 表決(採決)** 賛成・反対の意思表示を集計し決定すること

知っとく?

本会議(初日)

- 開会
- 議会期間宣言
- 一般質問
- 案件上程
- 提案説明
- 質疑
- 委員会付託
- 散会(延会)

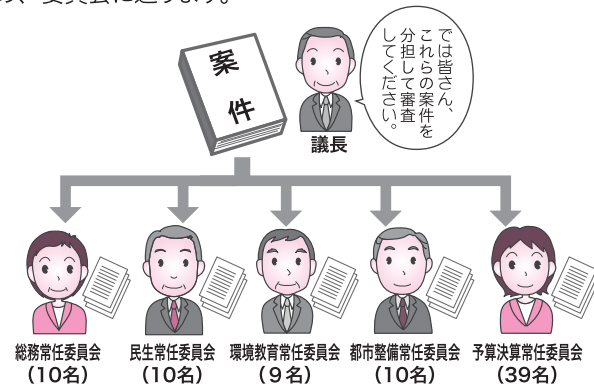
一般質問

市の仕事について議員が質問し、市長等が答えます。



委員会付託

議題となった案件は、さらに詳しく、専門的に審査するため、委員会に送ります。

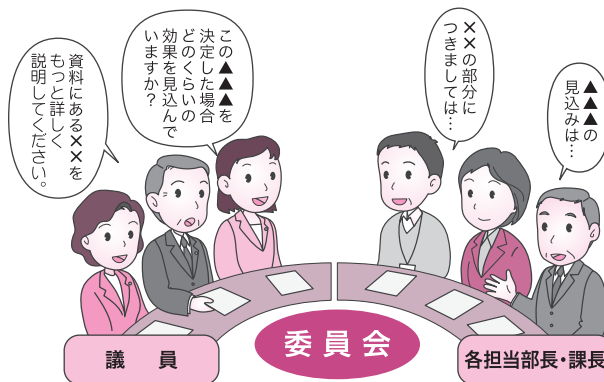


知っとく? ◆一般質問は二通り

一般質問は、2問目以降で一括方式と一問一答方式を選択できます。

3 委員会で議案等を審査

常任委員会では、議長から付託された議案・請願等について、所管部局から詳しい説明を受け、質疑をして専門的に審査し、委員会としての結論を本会議に送ります。

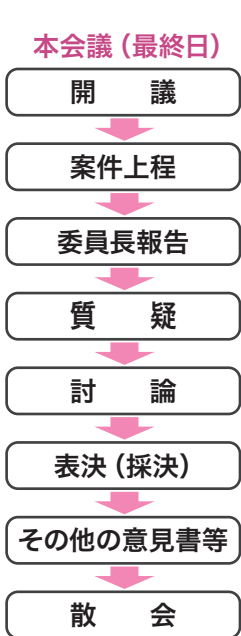


委員会

- 案件上程
- 詳細説明
- 質疑
- 討論
- 表決(採決)

4 本会議で議案等を議決

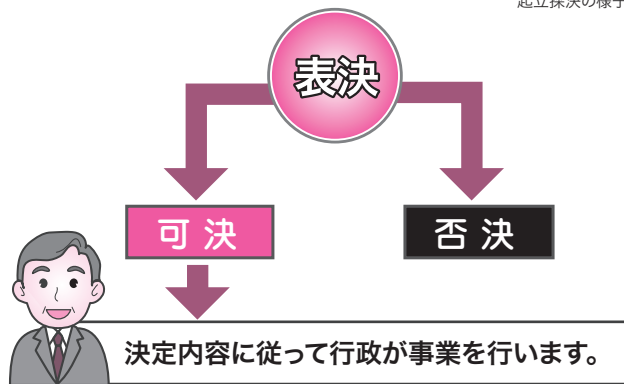
再び案件は本会議にかけられ、委員会から出された結論を受けて、質疑や討論が行われます。最終的な決定は全議員による表決（採決）により決定します。



委員長報告の様子

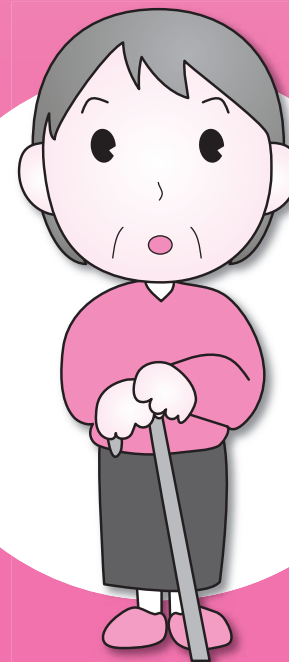


起立採決の様子



3 市民と市議会

私たちと市議会の
つながりって何かしら？



7

市民の義務と権利

市民の義務

市の条例を守ったり、市税を納めるなど

市民の権利

公共財を使用したり、公共サービスを受けることなど

市民には、「市政に参加する権利（参政権）」があります。選挙に参加する権利のほか、直接参政権として、一定の条件を満たせば、市の条例制定・改定等や市の仕事の監査を請求する権利もあり、市長・市議会議員などの解職や市議会の解散を求めることもできます。

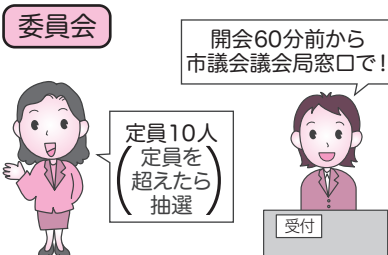
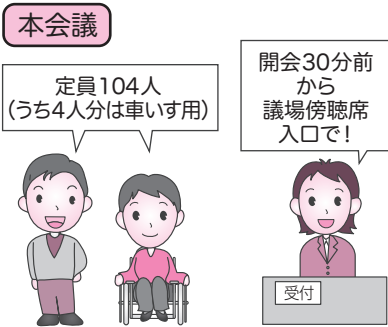
このほか、身近なところでは、次のようなことも認められています。

会議の傍聴

本会議をはじめ、すべての会議はどなたでも傍聴することができます。傍聴の手続きは次のとおりです。

● 本会議の傍聴 ●
定員は104人(うち4人分は車いす用)です。本会議当日の開会30分前から、本庁舎1号館R1階の議場傍聴席入口で先着順に受け付けます。

● 委員会の傍聴 ●
定員は10人です。各委員会当日の開会60分前から、本庁舎1号館9階の市議会議会局の窓口で受け付けます。定員を超えた場合は、開会30分前に抽選で傍聴者を決定します。



請願・陳情の提出

どなたでも、市の行政などについて意見や要望などを、請願・陳情として市議会に提出することができます。

請願

- 提出の際に1人以上の議員の紹介が必要です。(事前に相談し、了承を得てください)
- 担当の常任委員会などで審査を行い、その審査結果を委員長が議場で報告し、それをもとに本会議で「採択」か「一部採択」か「不採択」かを決めます。
- 本会議での審議結果は、速やかに提出者に文書でお知らせします。

陳情

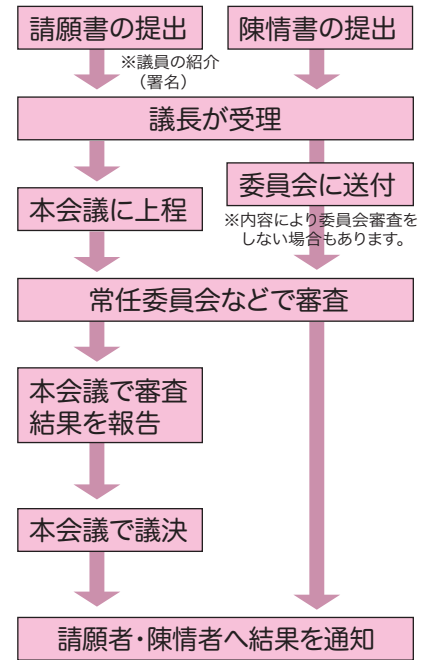
- 議員の紹介は必要ありません。
- 本会議を通さず、常任委員会などで審査を行い、趣旨了承、趣旨不了承、審査終了かを決めます。
- 内容により委員会審査をしない場合があります。
- 委員会での審査結果は、速やかに提出者に文書でお知らせします。

.....【共通事項】.....

- 意見書の提出を求めた請願または陳情が、採択または趣旨了承となり、本会議においてその意見書案が可決された場合、意見書を国(国会や関係省庁)や県などに送ります。
- 請願・陳情の締切日は、原則として議会期間の日程を決定するために開催される議会運営委員会の2日前です。
- 請願書・陳情書の中で表現しきれなかった願意について、委員会の許可を得て、意見陳述することができます。(別途、申請が必要ですが)



【請願・陳情の流れ】



【用紙の書き方見本】

〇〇〇についての請願(陳情)

請願(陳情)の趣旨
□□□□□□□□□□□□□□□□

請願(陳情)項目
・ □□□□

年 月 日

横須賀市議会議長 様

請願(陳情)者
住所
氏名(署名または記名押印)
(法人の場合は、名称・代表者署名または記名代表者印)

詳しいことは、市議会議会局議事課へお問い合わせください。TEL.046-822-9394

会議録

市議会では、各定例議会の本会議や常任委員会などの審査状況をそれぞれ詳しく記録した「本会議録」「委員会会議録」を発行しています。各会議録は、原則として次の定例議会までに発行され、市政情報コーナーや図書館などでご覧になれます。



市議会だより

各定例議会の結果や議会活動をまとめた「よこすか市議会だより」を年4回発行しています。



市議会公式X

多くの人にタイムリーに市議会の広報を行うため、本会議等のスケジュール・審議結果などの議会情報を、横須賀市議会公式Xにより発信しています。

市議会ホームページ

議員の会派・委員会別の名簿や会議の結果、会議の予定などのほか、「本会議録」と「委員会会議録」も掲載しています。



本会議・委員会のインターネット中継

本会議・委員会の模様を生中継と録画で放送しています。その場になくともインターネットを通して会議の臨場感を味わうことができます。生中継は開会から閉会までの様子をそのまま放送。録画放送は会議の翌日(土、日、休日を除く)から見ることができます。

市議会情報コーナー

本庁舎1号館9階の「市議会ロビー」に設置され、「本会議録」「委員会会議録」をはじめ、各委員会の「行政視察報告」などが閲覧できます。



8 議員の義務と権利

議員の義務

委員に就任したり、会議に出席するなど

■ 常任委員会の委員に就任する義務
(横須賀市議会委員会条例第1条)

議員は、予算決算常任委員会の委員と部門別常任委員会の委員に就任します。

■ 招集に応じ、会議に出席する義務
(地方自治法第137条)

正当な理由がなく欠席し、議長の出席要求にも応じないときは、議長は議決を経て懲罰を科すことができます。

■ 規律に服する義務

(横須賀市議会会議規則第79・80条)

会議妨害の禁止などのほか、規律に関する問題は、議長が定めます。

■ 懲罰に服する義務

(地方自治法第134・135条)

議会は地方自治法並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科すことができます。懲罰としては、戒告、陳謝、出席停止、除名があります。

議員の権利

議案の提出や発言など

■ 臨時会の招集請求権
(地方自治法第101条)

議員定数の4分の1以上の議員から招集請求があったときは、市長は20日以内に臨時会を招集しなければなりません。ただし、長に権限がある事件のほか、各種の決議案は招集するための事柄にできません。

■ 議案提出権 (地方自治法第112条)

議員は、議会の議決すべき事件について、議会に議案を提出することができます。ただし、長にのみ提出権限のある予算は除きます。

■ 開議請求権 (地方自治法第114条)

議員定数の半数以上の議員から開議請求があるときは、議長はその日の会議を開かなければなりません。

■ 議事に関する権利

議員が会議中に行使できる権利としては、①動議の提出権 ②表決権 ③選挙権 ④発言権(質疑、討論、質問等) ⑤異議の申立権などがあります。

■ 侮辱に対し処分を求める権利
(地方自治法第133条)

会議または委員会中に侮辱された場合、議員は議会に訴えて侮辱した議員に対する処分を求めることができます。

■ 報酬及び費用弁償を受ける権利
(地方自治法第203条)

議員は、条例に基づき、報酬、期末手当及び費用弁償の支給を受けることができます。

9 議員選挙

選挙の基本原則

選挙制度については、最も基本的な4つの原則が憲法に定められています。

■平等選挙 (憲法第14・44条)

それぞれの選挙権の内容を平等にすることが保障されています。1人1票制ともいわれます。

■普通選挙 (憲法第15条第3項)

財産の有無や納税の多い少ないによって選挙権に差別を設けてはならないことが保障されています。

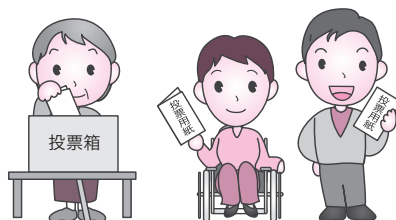
■秘密選挙 (憲法第15条第4項)

選挙が公正に行われるため、選挙する

人の自由な意思による選挙権の行使が保障されています。

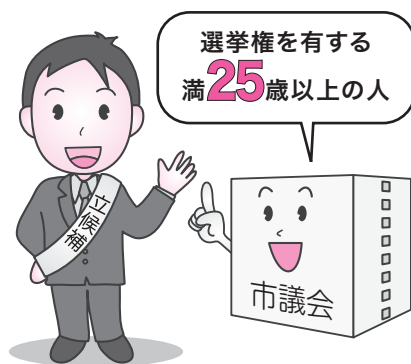
■直接選挙 (憲法第93条第2項)

選挙が選挙権を持つ人によって直接行われることです。



議員選挙

市議会は、住民による直接選挙で選出された議員によって構成されています。満18歳以上の日本国民で、選挙人名簿に登録されている人(市外転出者を除く)は、市議会議員を選挙する資格(選挙権=選ぶ権利)があります。また、選挙権を有する満25歳以上の人には、市議会議員に立候補する資格(被選挙権=選ばれる権利)があります。市議会議員の任期は4年と定められており、現議員は令和5年(2023年)5月2日に就任しました。



選挙権・被選挙権のない人

法律により、禁錮以上の刑、公職にある間の収賄罪による刑、政治資金規正法違反の罪による刑、選挙犯罪などによる刑に処せられた人は、その執行を

受けることがなくなるまでの間は、選挙権・被選挙権ともありません。

選挙運動

選挙運動とは、候補者の当選を目的として、投票を得たり、得させたりするために、直接・間接を問わず、選挙人に働きかける一切の行いのことです。

選挙運動の期間は、立候補の届出から投票日の前日までに限られており、この期間外に選挙運動をすることは、事前運動として禁止されています。

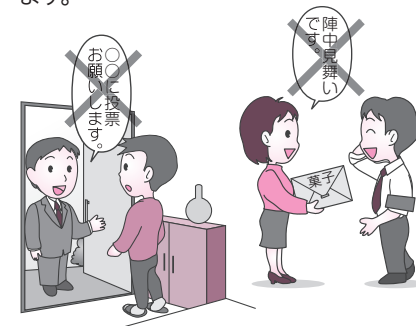
特に、禁止されている代表的な選挙運動には、次のようなものがあります。

■戸別訪問の禁止

いかなる人も選挙人の家を訪ねて、投票を依頼したり、投票を得させないように依頼することは、禁止されています。

■飲食物の提供の禁止

候補者や運動員はもちろん、第三者を含むすべての人は、選挙運動に関して、どんな名目であっても飲食物を提供することはできません。いわゆる陣中見舞いとして飲食物を届けることも違反になります。



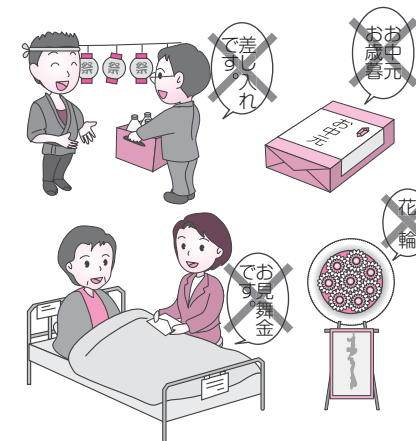
議員の寄附は禁止

公職選挙法では、お金のかからないきれいな選挙を実現するため、政治家や候補者が選挙区内で寄附行為をすることを、原則として禁止しています。選挙に関係あるなしにかかわらず、次のことは違反になります。

- ・お祭りへの寄附や差し入れ
- ・地域の行事やスポーツ大会への飲食物の差し入れ
- ・町内会の集会や旅行など催し物への寸志や飲食物の差し入れ
- ・病気見舞金
- ・葬式の花輪、供花
- ・お中元やお歳暮
- ・落成式や開店祝の花輪
- ・秘書等が代理で出席する場合の結婚祝
- ・秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典

なお、有権者が議員などに対して、このような寄附を勧誘したり、要求することも違反になります。

議員の家族などの名前で寄附をすることも、実際の金銭や物品の出どころが議員である場合は、禁止されています。



議会の解散と議員の解職

選挙で選ばれた議員は、その任期中に議員活動を行います、次のような場合は任期終了を待たずに、その職を失うことになります。

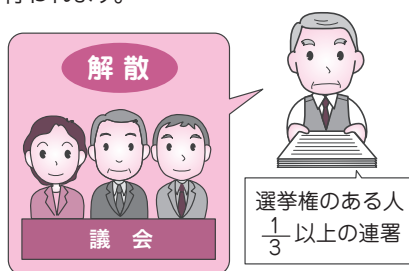
■住民による議会の解散請求の成立

(地方自治法第76・78条)

選挙権のある人は、その総数の3分の1以上の連署をもって、その代表者から地方公共団体の選挙管理委員会に対し、議会の解散を請求することができます。この請求があったときは、選挙管理委員会は請求の要旨を公表し、議会の解散について選挙人による投票に付さなければなりません。

議会の解散投票において過半数の同意があったときは、議会は解散投票の日

解散します。議会在解散されれば、議員は当然に失職し、議員の一般選挙が行われます。



■住民による議員の解職請求の成立

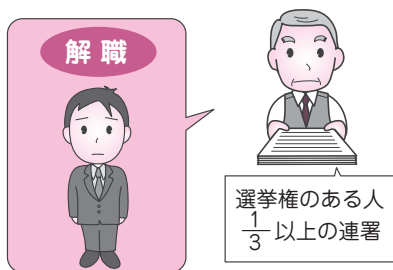
(地方自治法第80・83条)

議員の所属する選挙区に選挙権のある人は、その総数の3分の1以上の連署をもって、その代表者から地方公共団体の選挙管理委員会に対し、議員の解職を請求することができます。

この請求があったときは、選挙管理委員会は請求の要旨を関係区域内に公表し、議員の解職について選挙人による投票に付さなければなりません。

議員の解職投票において過半数の同意があったときは、その議員は職を失いま

す。(この場合、最低投票数の制限はないため、投票率は問題になりません) 議員の失職の日、解職投票の日です。

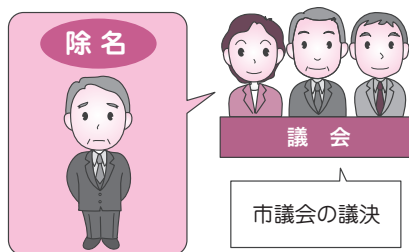


■市議会の議決による除名

(地方自治法第135条)

市議会は、議決によって、懲罰事犯を犯した特定の議員を除名することができます。除名とは、懲罰処分的一种で、議員によって乱された市議会の品位及び秩序を保持するため、市議会の自律権に基づき、その議員の意思にかかわらず議員の資格を剥奪し、組織外に排除することを言います。

除名の効力の発生時期は、市議会で議決したときです。



10 所管事務調査

常任委員会などの所管事務調査

市議会では、さまざまな本市の行政課題を解決する上の参考とするため、各委員会の所管する事項について、委員会ごとに調査項目を定め、市内の所管施設等や他都市を調査しています。



●総務常任委員会
横須賀リサーチパーク(YRP)



●民生常任委員会
療育相談センター



●環境教育常任委員会
横須賀ごみ処理施設「エコミル」



●都市整備常任委員会
F・Marinos Sports Park
～ Tricolore Base Kurihama ～

関東学院大学との パートナーシップ協定



～これまでの取組実施状況について～

横須賀市議会と関東学院大学は平成28年3月に包括的パートナーシップ協定を神奈川県内で初めて締結し、これまで相互の信頼関係に基づき、密接に連携し協力しながら、さまざまな取組を実施してきました。

協定締結後、時を置かず発生した熊本地震をきっかけに、災害時に議会として迅速かつ適切な活動ができるよう、「災害時における議会の在り方検討会」を組織し検討を始めました。

当時の学長が都市防災の専門家であったことから、検討会への有力な助言を得るため議員研修会の講師として招き、防災・減災について学びました。

その結果、大学にご協力いただきながら横須賀市議会災害時BCP(業務継続計画)の策定に至りました。

また、いわゆる「ごみ屋敷」の諸問題の解決に向けて、「不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例」案を議会から提案する際には、当時の副学長から講義を受け、意見を求めるなど、議会の政策づくりに大学の専門的知見が大いに活かされています。

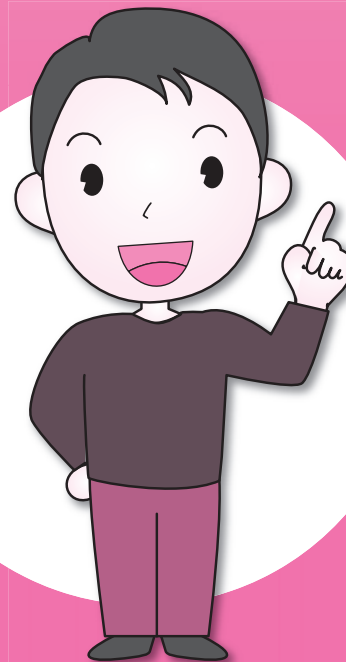
その他、議員による大学図書館の利用、講義の聴講に加え、学生に議会や議員の実務に対する関心を深めてもらうため、インターンシップの受け入れをしたり、大学の授業において議員が講師を務めたりしています。

今後も、大学の持つ人的・知的資源を活用し、地域の課題解決・発展を目指して取り組んでいきます。



毎年実施しているインターンシップでは議会や議員の活動を体感

市議会に関する
データを見てみよう



資料編


1 議員の紹介

任期：令和5年(2023年)5月2日～令和9年(2027年)5月1日

凡例

| 氏名(五十音順) |
|--|
| ふりがな 誕生年/期数 会派/地域* E-mailアドレス |

*「地域」は、当該議員の居住地域、または市民の方が議員に市政相談しようとする場合などに目安としていただく地域のことです。




青木 秀介
あおき しゅうすけ
昭和36年(1961年)/6期
自由民主党/池田町
syuusuke-aoki@yokosuka-city-council.jp




青木 哲正
あおき てつまさ
昭和30年(1955年)/6期
自由民主党/野比
tetsumasa-aoki@yokosuka-city-council.jp




池田 徳重
いけだ とくしげ
昭和36年(1961年)/1期
自由民主党/久里浜
tokushige-ikeda@yokosuka-city-council.jp




井坂 直
いさか なおし
昭和50年(1975年)/3期
日本共産党/長沢
naoshi-isaka@yokosuka-city-council.jp




石山 満
いしやま みつる
昭和35年(1960年)/4期
公明党/追浜本町
mitsuru-ishiyama@yokosuka-city-council.jp




泉谷 翔
いずみたに しょう
昭和58年(1983年)/1期
自由民主党/鴨居
sho-izumitani@yokosuka-city-council.jp




伊関 功滋
いせき こうじ
昭和38年(1963年)/6期
よこすか未来会議/久里浜
kouji-iseki@yokosuka-city-council.jp



大貫 次郎
おおぬき じろう
昭和51年(1976年)/2期
自由民主党/山科台
jiro-oonuki@yokosuka-city-council.jp



大野 忠之
おおの ただゆき
昭和34年(1959年)/4期
自由民主党/大矢部
tadayuki-oono@yokosuka-city-council.jp



大村 洋子
おおむら ようこ
昭和39年(1964年)/5期
日本共産党/浦賀
youko-omura@yokosuka-city-council.jp



小幡 沙央里
おばた さおり
昭和60年(1985年)/3期
よこすか未来会議/池上
saori-obata@yokosuka-city-council.jp




加藤 眞道
かとう まさみち
昭和43年(1968年)/5期
自由民主党/湘南鷹取
masamichi-katou@yokosuka-city-council.jp



加藤 ゆうすけ
かとう ゆうすけ
昭和63年(1988年)/3期
よこすか未来会議/浦上台
yusuke-kato@yokosuka-city-council.jp



川本 伸
かわもと しん
昭和45年(1970年)/2期
公明党/長井
shin-kawamoto@yokosuka-city-council.jp




工藤 昭四郎
くどう しょうしろう
昭和39年(1964年)/2期
よこすか未来会議/久里浜
shoshiro-kudo@yokosuka-city-council.jp



小林 優人
こばやし ゆうと
昭和63年(1988年)/1期
よこすか未来会議/二葉
yuto-kobayashi@yokosuka-city-council.jp



西郷 宗範
さいごう むねのり
昭和44年(1969年)/4期
自由民主党/三春町
munenori-saigo@yokosuka-city-council.jp




菅原 恵美子
すがわら えみこ
昭和46年(1971年)/1期
公明党/汐見台
emiko-sugawara@yokosuka-city-council.jp



関沢 敏行
せきざわ としゆき
昭和36年(1961年)/4期
公明党/ハイランド
toshiyuki-sekizawa@yokosuka-city-council.jp



高橋 いずみ
たかはし いずみ
昭和53年(1978年)/1期
自由民主党/芦名
izumi-takahashi@yokosuka-city-council.jp




高橋 英昭
たかはし ひであき
昭和46年(1971年)/3期
よこすか未来会議/湘南鷹取
hideaki-takahashi@yokosuka-city-council.jp



竹岡 力
たけおか ちから
平成5年(1993年)/2期
よこすか未来会議/ハイランド
chikara-takeoka@yokosuka-city-council.jp



田辺 昭人
たなべ あきひと
昭和30年(1955年)/5期
自由民主党/上町
akihito-tanabe@yokosuka-city-council.jp



土田 弘之宣
つちだ ひろのぶ
昭和42年(1967年)/5期
公明党/平作
hironobu-tsuchida@yokosuka-city-council.jp



天白 牧夫
てんぱく まきお
昭和61年(1986年)／1期
無会派／阿部倉
makio-tenpaku@
yokosuka-city-council.jp



長谷川 昇
はせがわ のぼる
昭和37年(1962年)／4期
よこすか未来会議／長坂
noboru-hasegawa@
yokosuka-city-council.jp




葉山 なおし
はやま なおし
昭和34年(1959年)／3期
よこすか未来会議／久里浜
naoshi-hayama@
yokosuka-city-council.jp



ひろなか 信太郎
ひろなか しんたろう
昭和55年(1980年)／1期
日本維新の会／佐野町
shintaro-hironaka@
yokosuka-city-council.jp



ふじその あき
ふじその あき
昭和49年(1974年)／1期
日本共産党／上町
aki-fujisono@
yokosuka-city-council.jp



藤野 英明
ふじの ひであき
昭和49年(1974年)／6期
無会派／若松町
hideaki-hujino@
yokosuka-city-council.jp



二見 英一
ふたみ えいいち
昭和55年(1980年)／3期
公明党／吉井
eiichi-futami@
yokosuka-city-council.jp



堀 りょういち
ほり りょういち
昭和61年(1986年)／2期
よこすか未来会議／根岸町
ryoichi-hori@
yokosuka-city-council.jp



松岡 和行
まつおか かずゆき
昭和32年(1957年)／5期
自由民主党／長井
kazuyuki-matsuoka@
yokosuka-city-council.jp



南 まさみ
みなみ まさみ
昭和29年(1954年)／3期
自由民主党／西逸見町
masami-minami@
yokosuka-city-council.jp



本石 篤志
もとishi あつし
昭和40年(1965年)／3期
公明党／三春町
atsushi-motoishi@
yokosuka-city-council.jp



安川 健人
やすかわ けんと
昭和35年(1960年)／1期
日本維新の会／西浦賀
kento-yasukawa@
yokosuka-city-council.jp



山本 けんじゅ
やまもと けんじゅ
昭和56年(1981年)／3期
自由民主党／森崎
kenju-yamamoto@
yokosuka-city-council.jp



渡辺 光一
わたなべ こういち
昭和43年(1968年)／4期
自由民主党／浦賀
koichi-watanabe@
yokosuka-city-council.jp

2 会派・党派別数

| 会派等 | 党派 | 自由民主党 | 公明党 | 日本共産党 | 日本維新の会 | 無所属 | 計 | 控室電話番号 |
|-----------|----|-------|-----|-------|--------|-----|----|---------------|
| 自由民主党 | | 14 | | | | | 14 | ☎046-822-8452 |
| よこすか未来会議 | | | | | | 10 | 10 | ☎046-822-8455 |
| 公明党 | | | 7 | | | | 7 | ☎046-822-8453 |
| 日本共産党 | | | | 3 | | | 3 | ☎046-822-9715 |
| 日本維新の会 | | | | | 2 | | 2 | ☎046-822-8450 |
| 無会派(天白牧夫) | | | | | | 1 | 1 | ☎046-822-8073 |
| 無会派(藤野英明) | | | | | | 1 | 1 | ☎046-822-9864 |
| 計 | | 14 | 7 | 3 | 2 | 12 | 38 | |

※党派は令和5年5月改選時の立候補届出などによる。

3 本会議・委員会等の開会状況

■本会議

| | 令和2年(2020年) | | | 令和3年(2021年) | | | 令和4年(2022年) | | |
|-----|-------------|------|------|-------------|------|------|-------------|------|------|
| | 開会日数 | 議決件数 | 傍聴者数 | 開会日数 | 議決件数 | 傍聴者数 | 開会日数 | 議決件数 | 傍聴者数 |
| 本会議 | 20 | 167 | 140 | 22 | 184 | 187 | 18 | 151 | 102 |

※議員定員は39名ですが1名欠員のため、令和5年12月1日時点の議員現数は38名です。

■委員会等

| 委員会等名 | 令和2年(2020年) | | 令和3年(2021年) | | 令和4年(2022年) | |
|---------------------|-------------|------|-------------|------|-------------|------|
| | 開会日数 | 傍聴者数 | 開会日数 | 傍聴者数 | 開会日数 | 傍聴者数 |
| (旧)総務常任委員会 | 11 | 18 | 13 | 14 | 4 | 5 |
| (旧)生活環境常任委員会 | 6 | 7 | 9 | 4 | 3 | 1 |
| (旧)教育福祉常任委員会 | 14 | 8 | 10 | 7 | 4 | 4 |
| (旧)都市整備常任委員会 | 10 | 12 | 12 | 34 | 4 | 3 |
| (旧)総務分科会 | 15 | 25 | 18 | 23 | 6 | 7 |
| (旧)生活環境分科会 | 11 | 8 | 13 | 7 | 5 | 3 |
| (旧)教育福祉分科会 | 21 | 10 | 18 | 9 | 6 | 4 |
| (旧)都市整備分科会 | 10 | 13 | 11 | 34 | 5 | 3 |
| 総務常任委員会 | - | - | - | - | 6 | 10 |
| 民生常任委員会 | - | - | - | - | 6 | 5 |
| 環境教育常任委員会 | - | - | - | - | 5 | 5 |
| 都市整備常任委員会 | - | - | - | - | 5 | 0 |
| 予算決算常任委員会 | 18 | 21 | 20 | 23 | 14 | 7 |
| 総務分科会 | - | - | - | - | 10 | 12 |
| 民生分科会 | - | - | - | - | 10 | 6 |
| 環境教育分科会 | - | - | - | - | 7 | 5 |
| 都市整備分科会 | - | - | - | - | 7 | 2 |
| 基本構想・基本計画策定特別委員会 | 7 | 3 | 9 | 3 | 2 | 1 |
| 政治倫理審査会 | - | - | 5 | 2 | - | - |
| 議会運営委員会 | 28 | 18 | 30 | 24 | 22 | 16 |
| 予算決算常任委員会理事会 | 16 | 6 | 16 | 6 | 13 | 3 |
| 政策検討会議 | 10 | 2 | 10 | 3 | 8 | 1 |
| 広報広聴会議 | 12 | 5 | 11 | 7 | 10 | 0 |
| 議会制度検討会議 | 8 | 1 | 6 | 1 | 9 | 2 |
| 議会ICT化運営協議会 | 10 | 2 | 10 | 0 | 6 | 0 |
| 歯と口腔の健康づくり検討協議会 | 3 | 0 | - | - | - | - |
| 新型コロナウイルス感染症対策検討協議会 | 18 | 12 | 14 | 2 | 7 | 0 |
| 犯罪被害者等基本条例検討協議会 | 13 | 6 | 7 | 0 | - | - |
| 子どもの権利検討協議会 | 1 | 0 | 19 | 1 | 2 | 0 |
| 公共交通の在り方検討協議会 | - | - | 1 | 0 | 18 | 10 |

※常任委員会は協議会を含む。

4 議員の報酬・期末手当・政務活動費

●議員報酬(月額)

(円)

| 適用年月日 | 議長 | 副議長 | 議員 |
|----------------|---------|---------|---------|
| 昭和60(1985).1.1 | 540,000 | 495,000 | 473,000 |
| 63(1988).1.1 | 597,000 | 547,000 | 523,000 |
| 平成 2(1990).1.1 | 636,000 | 583,000 | 557,000 |
| 3(1991).1.1 | 672,000 | 617,000 | 589,000 |
| 4(1992).1.1 | 709,000 | 651,000 | 620,000 |
| 5(1993).1.1 | 737,000 | 674,000 | 640,000 |
| 8(1996).4.1 | 762,000 | 697,000 | 662,000 |
| 22(2010).4.1 | 743,000 | 680,000 | 646,000 |

(令和5年(2023年)10月現在)

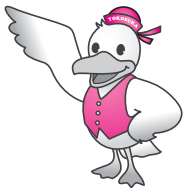
●期末手当

| | |
|-------|---|
| 6月1日 | 議員報酬(月額) × $\frac{145}{100} \times \frac{165}{100}$ |
| 12月1日 | 議員報酬(月額) × $\frac{145}{100} \times \frac{165}{100}$ |

(令和5年(2023年)10月現在)

特別職報酬等審議会

市議会議員の報酬の額及び常勤特別職員の給料の額に関し、市長の諮問に応じるため、委員10人以内(本市区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が委嘱)をもって組織しています。



●政務活動費(年額)

(円)

| 適用年度 | 交付額 |
|------------|-----------|
| 平成13(2001) | 1,224,000 |
| 14(2002) | 1,368,000 |
| 16(2004) | 1,668,000 |
| 令和3(2021) | 1,560,000 |

(令和5年(2023年)10月現在)

5 歴代正副議長名簿

| 議長 | | | 副議長 | | |
|----|-------|-----------------------|-----|--------|-----------------------|
| 歴代 | 氏名 | 就任期間 | 歴代 | 氏名 | 就任期間 |
| 1 | 石渡 坦豊 | 明40.4.27～ 40.12.31 | 1 | 青木 兼吉 | 明40.4.27～ 40.12.31 |
| 2 | 石渡 坦豊 | 41.1.27～ 41.12.15 | 2 | 長岡 玄廓 | 41.1.27～ 41.12.31 |
| 3 | 長岡 玄廓 | 42.1.8～ 42.12.31 | 3 | 青木 兼吉 | 42.1.8～ 42.5.3 |
| | | | 4 | 岡崎八十八 | 42.5.13～ 42.12.31 |
| 4 | 小泉又次郎 | 43.1.10～ 43.4.22 | 5 | 後藤 八郎 | 43.1.10～ 43.10.3 |
| 5 | 滝川 宗益 | 43.5.9～ 43.10.2 | | | |
| 6 | 後藤 八郎 | 43.10.3～ 43.11.16 | 6 | 鈴木惣兵衛 | 43.10.3～ 43.12.31 |
| 7 | 岩田武弥太 | 44.1.9～ 大2.4.21 | 7 | 鈴木惣兵衛 | 44.1.9～ 大2.3.20 |
| 8 | 石渡 坦豊 | 大2.5.2～ 6.4.21 | 8 | 清水 源七 | 大2.5.2～ 6.4.21 |
| 9 | 大井 鉄丸 | 6.5.4～ 8.12.13 | 9 | 鈴木斎治郎 | 6.5.4～ 10.4.21 |
| 10 | 高橋 孫作 | 9.2.5～ 10.4.21 | | | |
| 11 | 高橋 孫作 | 10.5.6～ 14.4.21 | 10 | 田辺 熊吉 | 10.5.6～ 14.4.21 |
| 12 | 高橋 孫作 | 14.5.4～ 昭4.4.20 | 11 | 石渡龍太郎 | 14.5.4～ 昭2.8.20 |
| | | | 12 | 石井長右衛門 | 昭2.11.21～ 4.4.20 |
| 13 | 大井 鉄丸 | 昭4.5.3～ 7.6.16 | 13 | 小暮藤三郎 | 4.5.3～ 7.12.21 |
| 14 | 若命 信二 | 7.7.1～ 8.2.27 | | | |
| 15 | 若命 信二 | 8.3.2～ 8.4.20 | 14 | 田中 元三 | 8.3.16～ 8.4.20 |
| 16 | 鈴木斎治郎 | 8.5.12～ 11.1.22 | 15 | 加藤 勝蔵 | 8.5.12～ 11.5.27 |
| 17 | 小林与兵衛 | 11.4.21～ 12.4.20 | 16 | 呉東 忠助 | 11.8.14～ 12.4.20 |
| 18 | 石渡 直次 | 12.5.31～ 16.6.17 | 17 | 安田加年彦 | 12.5.31～ 16.6.20 |
| 19 | 酒井 衛 | 16.6.20～ 17.5.20 | 18 | 相沢 増男 | 16.6.20～ 17.5.20 |
| 20 | 小暮藤三郎 | 17.6.20～ 18.7.30 | 19 | 金子 吉造 | 17.6.20～ 18.7.30 |

| 議長 | | | 副議長 | | |
|----|-------|------------------------------------|-----|--------|-------------------------------|
| 歴代 | 氏名 | 就任期間 | 歴代 | 氏名 | 就任期間 |
| 21 | 酒井 衛 | 昭18.7.30～ 22.4.30 | 20 | 川澄藤之助 | 昭18.7.30～ 22.4.30 |
| 22 | 岡山 八郎 | 日本自由党 22.5.12～ 24.6.15 | 21 | 安藤 光一 | 日本民主党 22.5.12～ 22.11.10 |
| | | | 22 | 安藤 光一 | 日本民主党 22.11.20～ 24.6.15 |
| 23 | 富沢 丹治 | 日本民主 自由党 24.6.15～ 25.4.29 | 23 | 島田 英之 | 中正会 24.6.15～ 25.6.15 |
| 24 | 富沢 丹治 | 自由党 25.6.15～ 26.4.2 | 24 | 島田 英之 | 中正会 25.6.15～ 26.4.29 |
| 25 | 岡山 八郎 | 自由党 26.5.16～ 27.6.18 | 25 | 加藤 善哉 | 民主党 26.5.16～ 27.6.18 |
| 26 | 金子 吉造 | 自由党 27.6.18～ 28.7.24 | 26 | 小山 七郎 | 公正クラブ 27.6.18～ 28.7.24 |
| 27 | 滝口 信雄 | 改進黨 28.7.24～ 29.8.10 | 27 | 田村 亀雄 | 中正会 28.7.24～ 29.2.15 |
| | | | 28 | 石塚仲次郎 | 中正会 29.2.15～ 29.8.10 |
| 28 | 滝口 信雄 | 改進黨 29.8.10～ 30.4.2 | 29 | 後藤惣四郎 | 中正会 29.8.11～ 30.5.1 |
| 29 | 田村 亀雄 | 市政同志会 30.5.17～ 31.7.3 | 30 | 岩崎 正之 | 自由党 30.5.17～ 31.7.3 |
| 30 | 坂倉 等 | 自由民主党 31.7.3～ 32.8.1 | 31 | 高橋与四太郎 | 自由民主党 31.7.3～ 32.8.1 |
| 31 | 金子 吉造 | 自由民主党 32.8.1～ 33.10.3 | 32 | 後藤惣四郎 | 市政同志会 32.8.1～ 33.10.4 |
| 32 | 石塚仲次郎 | 自由民主党 33.10.3～ 34.5.1 | 33 | 村田 巖 | 市政同志会 33.10.4～ 34.5.1 |
| 33 | 田村 亀雄 | 自由民主党 34.5.23～ 35.6.17 | 34 | 坂地 敏孝 | 市政同志会 34.5.23～ 35.6.17 |
| 34 | 石塚仲次郎 | 自由民主党 35.6.17～ 36.7.26 | 35 | 山崎 恵満 | 自由民主党 35.6.17～ 36.7.26 |
| 35 | 岩崎 正之 | 自由民主党 36.7.26～ 37.7.30 | 36 | 竹折 輝達 | 自由民主党 36.7.26～ 37.7.30 |
| 36 | 岩崎 米吉 | 自由民主党 37.7.30～ 38.5.1 | 37 | 稲川寅治郎 | 自由民主党 37.7.30～ 38.5.1 |
| 37 | 稲川寅治郎 | 自由民主党 38.5.20～ 39.6.3 | 38 | 岡田 正隆 | 自由民主党 38.5.20～ 39.6.3 |
| 38 | 山崎 恵満 | 自由民主党 39.6.3～ 40.7.27 | 39 | 石井要次郎 | 自由民主党 39.6.3～ 40.7.27 |
| 39 | 石井要次郎 | 自由民主党 40.7.27～ 41.7.28 | 40 | 竹内 清 | 市政同志会 40.7.27～ 41.7.28 |
| 40 | 小山 七郎 | 市政同志会 41.7.28～ 42.5.1 | 41 | 本多 七郎 | 日本社会党 41.7.28～ 42.3.31 |
| 41 | 竹内 清 | 市政同志会 42.5.19～ 43.6.11 | 42 | 大泉 栄治 | 日本社会党 42.5.19～ 43.6.11 |
| 42 | 竹折 輝達 | 自由民主 クラブ 43.6.11～ 44.6.13 | 43 | 西村 栄助 | 市政同志会 43.6.11～ 44.7.17 |
| 43 | 坂倉 等 | 自由民主党 44.6.13～ 45.6.12 | 44 | 石川徳次郎 | 自由民主党 44.7.25～ 45.6.12 |
| 44 | 嘉山 定治 | 自由民主党 昭45.6.12～ 46.5.1 | 45 | 能勢 省吾 | 自由民主党 昭45.6.12～ 46.5.1 |

| 議 長 | | | | 副 議 長 | | | |
|-----|-------|-------|---------------------|-------|-------|----------------|---------------------|
| 歴代 | 氏 名 | | 就任期間 | 歴代 | 氏 名 | | 就任期間 |
| 45 | 伊藤 順 | 清風会 | 46.5.17~ 47.6.5 | 46 | 堀 幸男 | 日本社会党 | 46.5.17~ 47.6.5 |
| 46 | 石川徳次郎 | 自民同志会 | 47.6.5~ 48.8.3 | 47 | 渡辺 康邦 | 日本社会党 | 47.6.5~ 48.8.3 |
| 47 | 能勢 省吾 | 自民同志会 | 48.8.3~ 50.5.1 | 48 | 新倉 武二 | 新政会 | 48.8.3~ 50.5.1 |
| 48 | 新倉 武二 | 新政会 | 50.5.19~ 51.6.22 | 49 | 大泉 栄治 | 日本社会党 | 50.5.19~ 51.6.22 |
| 49 | 小野 巖 | 自民同志会 | 51.6.22~ 52.7.22 | 50 | 青柳 昇 | 日本社会党 | 51.6.22~ 52.7.22 |
| 50 | 小山 七郎 | 自民同志会 | 52.7.22~ 53.7.22 | 51 | 金井 政一 | 公明党 | 52.7.22~ 53.7.22 |
| 51 | 小山 七郎 | 自民同志会 | 53.7.22~ 54.5.1 | 52 | 水野 忠 | 日本社会党 | 53.7.22~ 54.5.1 |
| 52 | 小山 七郎 | 自由民主党 | 54.5.11~ 55.7.3 | 53 | 雑賀 初男 | 新政会 | 54.5.12~ 55.7.3 |
| 53 | 小山 七郎 | 自由民主党 | 55.7.3~ 56.7.6 | 54 | 三井 修次 | 公明党 | 55.7.3~ 56.7.6 |
| 54 | 新倉 武二 | 新政会 | 56.7.6~ 57.7.7 | 55 | 鎌原 徳久 | 公明党 | 56.7.6~ 57.7.7 |
| 55 | 青木 良夫 | 自由民主党 | 57.7.7~ 58.5.1 | 56 | 川名 武雄 | 新政会 | 57.7.7~ 58.5.1 |
| 56 | 石渡 吉男 | 自由民主党 | 58.5.10~ 59.5.10 | 57 | 佐久間 博 | 新政会 | 58.5.10~ 59.5.10 |
| 57 | 雑賀 初男 | 新政会 | 59.5.10~ 60.5.10 | 58 | 島田 泰輝 | 自由民主党 | 59.5.10~ 60.5.10 |
| 58 | 井料 克己 | 自由民主党 | 60.5.10~ 61.5.12 | 59 | 嘉山 照正 | 新政会 | 60.5.10~ 61.5.12 |
| 59 | 川名 武雄 | 新政会 | 61.5.12~ 62.5.1 | 60 | 竹折 輝隆 | 自由民主党 | 61.5.12~ 62.5.1 |
| 60 | 青木 良夫 | 自由民主党 | 62.5.13~ 63.6.7 | 61 | 田代 正明 | 公明党 | 62.5.13~ 63.5.13 |
| 61 | 井料 克己 | 自由民主党 | 63.6.7~ 平元.5.16 | 62 | 荒井銀三郎 | 日本社会党・ 市民連合 | 63.5.13~ 平元.5.16 |
| 62 | 雑賀 初男 | 第一自民党 | 平元.5.16~ 2.5.17 | 63 | 青木 茂 | 市政同友会 | 平元.5.16~ 2.5.17 |
| 63 | 横井 薫 | 自由民主党 | 2.5.17~ 3.5.1 | 64 | 神保 浩 | 市政同友会 | 2.5.17~ 3.5.1 |
| 64 | 嘉山 照正 | 市政同友会 | 3.5.13~ 4.5.14 | 65 | 小久江利光 | 公明党 | 3.5.13~ 4.5.14 |
| 65 | 今野 弘 | 第一自民党 | 4.5.14~ 5.5.15 | 66 | 加藤 行一 | 市政同友会 | 4.5.14~ 5.5.15 |
| 66 | 川名 武雄 | 第一自民党 | 5.5.15~ 6.5.17 | 67 | 増田 隆三 | 市政同友会 | 5.5.15~ 6.5.17 |
| 67 | 青木 茂 | 市政同友会 | 6.5.17~ 7.5.1 | 68 | 山田 泰之 | 公明党 | 6.5.17~ 7.3.31 |
| 68 | 加藤 行一 | 新政会 | 7.5.12~ 8.5.13 | 69 | 奥山 勝英 | 公明 | 7.5.12~ 8.5.13 |
| 69 | 竹折 輝隆 | 自由民主党 | 平8.5.13~ 9.5.13 | 70 | 秋山 邦博 | 社会ネット 市民連合 | 平8.5.13~ 9.5.13 |
| 70 | 川島 幸雄 | 自由民主党 | 9.5.13~ 10.5.13 | 71 | 高橋 正勝 | 新政会 | 9.5.13~ 10.5.13 |
| 71 | 神保 浩 | 新政会 | 10.5.13~ 11.5.1 | 72 | 加納 洋一 | 公明 | 10.5.13~ 11.5.1 |

| 議 長 | | | | 副 議 長 | | | |
|-----|-------|-------|---------------------|-------|---------|----------------|---------------------|
| 歴代 | 氏 名 | | 就任期間 | 歴代 | 氏 名 | | 就任期間 |
| 72 | 青木 茂 | 新政会 | 11.5.13~ 13.5.15 | 73 | 内藤 治明 | 社会民主 市民連合 | 11.5.13~ 12.5.15 |
| | | | | 74 | 安田 和義 | 公明党 | 12.5.15~ 13.5.15 |
| 73 | 長谷川淳一 | 研政21 | 13.5.15~ 15.5.1 | 75 | 後藤 秀樹 | 新政会 | 13.5.15~ 14.5.15 |
| | | | | 76 | 山口 道夫 | 新政会 | 14.5.15~ 15.5.1 |
| 74 | 神保 浩 | 新政会 | 15.5.9~ 17.5.11 | 77 | 松井 哲三 | 自由民主党 | 15.5.9~ 16.5.11 |
| | | | | 78 | 佐藤 忠義 | 研政21 | 16.5.11~ 17.5.11 |
| 75 | 内藤 治明 | 研政21 | 17.5.11~ 19.5.1 | 79 | 杉山 雄二 | 公明党 | 17.5.11~ 18.5.11 |
| | | | | 80 | 山下 薫 | 新政会 | 18.5.11~ 19.5.1 |
| 76 | 山口 道夫 | 新政会 | 19.5.11~ 21.5.11 | 81 | 嶋田 晃 | 公明党 | 19.5.11~ 20.5.12 |
| | | | | 82 | 角井 基 | 研政よこすか 市民連合 | 20.5.12~ 21.5.11 |
| 77 | 山下 薫 | 新政会 | 21.5.11~ 23.5.1 | 83 | 渡辺 和俊 | 自由民主党 | 21.5.11~ 22.5.11 |
| | | | | 84 | 板橋 衛 | 公明党 | 22.5.11~ 23.5.1 |
| 78 | 山口 道夫 | 新政会 | 23.5.12~ 25.5.13 | 85 | 木下 憲司 | 自由民主党 | 23.5.12~ 24.5.11 |
| | | | | 86 | 山本 文夫 | 研政 | 24.5.11~ 25.5.13 |
| 79 | 板橋 衛 | 公明党 | 25.5.13~ 27.5.1 | 87 | 矢島真知子 | 無所属 クラブ | 25.5.13~ 26.5.9 |
| | | | | 88 | 伊東 雅之 | 新政会 | 26.5.9~ 27.5.1 |
| 80 | 板橋 衛 | 公明党 | 27.5.15~ 29.5.10 | 89 | 青木 秀介 | 自由民主党 | 27.5.15~ 28.5.16 |
| | | | | 90 | はまのまさひろ | 無所属 みらい | 28.5.16~ 29.5.10 |
| 81 | 木下 憲司 | 自由民主党 | 29.5.10~ 31.1.11 | 91 | 伊藤 順一 | 市政同友会 | 29.5.10~ 30.5.17 |
| 82 | 田辺 昭人 | 自由民主党 | 31.1.31~ 令元.5.1 | 92 | 鈴木真智子 | 公明党 | 30.5.17~ 令元.5.1 |
| 83 | 板橋 衛 | 公明党 | 令元.5.15~ 3.5.13 | 93 | 青木 哲正 | 自由民主党 | 令元.5.15~ 2.5.14 |
| | | | | 94 | 渡辺 光一 | 自由民主党 | 2.5.14~ 3.5.13 |
| 84 | 大野 忠之 | 自由民主党 | 3.5.13~ 5.5.1 | 95 | 伊関 功滋 | よこすか 未来会議 | 3.5.13~ 4.5.13 |
| | | | | 96 | 永井 真人 | よこすか 未来会議 | 4.5.13~ 5.2.14 |
| | | | | 97 | 角井 基 | よこすか 未来会議 | 5.2.14~ 5.5.1 |
| 85 | 大野 忠之 | 自由民主党 | 5.5.16~ (在任中) | 98 | 小幡沙央里 | よこすか 未来会議 | 5.5.16~ (在任中) |

令和5年(2023年)10月現在

6 主な横須賀市会・市議会史

| 年号 | 西暦 | 月日 | 主な事項 |
|-------------|------|------------------------------|--|
| 明治 | | | |
| 40 | 1907 | 4.22・23 4.27 | 横須賀市第1回市会議員選挙、議員定数36人 第1回市会招集 |
| 41 | 1908 | 7.24 | 本市最初の水道給水規制を市会で議決 |
| 44 | 1911 | | 市制が改正され、市参事会は市会の権限の一部を所掌し副議決機関となる |
| 大正 | | | |
| 1 (明治45) | 1912 | | この年、市会において市内7小学校長の更迭問題に関し、市長不信任案が上程される |
| 2 | 1913 | 12. 2 | 市会において市長弾劾される |
| 5 | 1916 | 3. 7 | 市会において水道敷設案が可決され水道敷設臨時委員会発足 |
| 10 | 1921 | 5. - | 市制の改正により市会の選挙人は3級制から2級制になる |
| 12 | 1923 | 6.19 | 市会において助役不信任を議決 |
| 昭和 | | | |
| 4 | 1929 | 4.13 | 市参事会員が6人から10人になる |
| 5 | 1930 | 12.10 | 海軍工廠における人員整理緩和に関する意見書を可決 |
| 7 | 1932 | 2.29 7.15 8. - | 市会において市長不信任を議決 市会に隣接町村合併の建議案提出 廃艦「津軽」疑獄事件起きる。津軽払い下げにからむ贈収賄が発覚、市会議員多数が拘引される |
| 9 | 1934 | 6.26 | 市会、東郷神社建設について内務省、海軍省あて請願書を可決 |
| 13 | 1938 | 2.20 | 市会、市長の勇退を勧告 |
| 21 | 1946 | 10. 9 | 市会、市会議員選挙管理委員を選出 |
| 22 | 1947 | 2.13 4.30 5.22 5.26 | 横須賀市会事務局設立 市議会議員一般選挙(その後4年ごとに改選) 新市議会議員による初市議会招集 横須賀市議会委員会条例が公布され、財政庶務、経済、教育、民生、水道、土木の6常任委員会が設置される。 |
| | | 5. - 7.10 | 市議会に厚生対策常任委員会を設置 市議会の同意を得て監査委員2人選出 |
| 23 | 1948 | 11. 5 | 「横須賀市議会旬報」(市議会報の前身)を初めて発行 |

| 年号 | 西暦 | 月日 | 主な事項 |
|----|------|-----------------------|---|
| 24 | 1949 | 6.13 7. - | 太田市長耐乏予算で議会と対立し市長辞職 市長選、石渡直次氏当選 任期途中辞職により市長選は統一地方選から2年後の7月にずれる |
| 25 | 1950 | 3.17 | 戦後横須賀の復興に尽力したデッカー米海軍横須賀基地司令官の留任に関して議決 |
| 26 | 1951 | 9.11 | 追浜地区再接収反対の陳情を議決、国へ提出 |
| 28 | 1953 | 2.25 | 自治体警察の廃止に反対し、警察法改正に関して議決 |
| 29 | 1954 | 6. 8 11.17 | 原子兵器禁止に関して議決 覚せい剤撲滅に関する意見書を議決 |
| 30 | 1955 | 6.14 | 富士自動車(株)の人員整理に対する要望書を議決 |
| 31 | 1956 | 2. 4 8.21 | 日本原子力総合研究所設置方に関する陳情書を可決 日ソ交渉推進に関して議決 |
| 33 | 1958 | 6.23 | 市長、市議会議長ら、東京湾フェリーボート実現促進のため、首都圏整備委員会委員長ほか関係方面に陳情 |
| 34 | 1959 | 2.18 | 朝鮮人の帰国促進に関する意見書を可決 |
| 35 | 1960 | 6.13 | 国会正常化に関して議決 |
| 36 | 1961 | 2.20 9.29 | 首都圏整備特別委員会を設置 原水爆実験禁止に関して議決 |
| 37 | 1962 | 5.18 5.23 | 米国軍人による現職警官の射殺事件について米海軍横須賀基地司令官に対する抗議文を可決 市立横須賀病院再建に関する請願が市議会に提出される |
| 38 | 1963 | 3.11 10.25 | 東京湾横断鉄道及び自動車道路の建設促進に関して議決 国民健康保険財政の改善方に関する意見書を可決 |
| 39 | 1964 | 3.16 5.29 | 追浜米海軍航空隊施設の返還要望を議決 市政特別対策委員会を設置(首都圏整備、総合開発の両特別委員会を統合) |
| 40 | 1965 | 2.24 | 市議会庁舎新築工事の起工式 |
| 41 | 1966 | 1.12 | 市議会庁舎落成式 |
| 43 | 1968 | 9.20 9.27 12.28 | 泊浦埋立特別対策委員会を設置 泊浦埋め立てに関連して全議員により基地内を視察 泊浦埋立特別対策委員会は本牧ハイツの泊浦への移転につき8回の審議を重ね、不満で釈然としないが一応認めるとの意見が大勢を占めた。市長は同日付で同件につき国の趣旨に沿うべく努力する旨を国に回答 |
| 44 | 1969 | 3.27 | 神奈川県内広域水道企業団の設立を議決 |

| 年号 | 西暦 | 月日 | 主な事項 |
|-------------|------|-----------------------|--|
| 45 | 1970 | 3. 2 12.21 | 「交通安全都市」の宣言を決議 横須賀市都市基本構想を議決 |
| 46 | 1971 | 10. 7 | 米空母エンタープライズ横須賀寄港反対を決議 |
| 47 | 1972 | 1.21 7.17 | 米空母の横須賀母港化反対に関して決議 SRF(艦船修理部)の早期返還、同基地のベトナム化反対に関する意見書を可決 |
| 49 | 1974 | 6. 6 10.12 | 米原子力艦船寄港に関する意見書を可決 米海軍艦艇の核兵器積載に関する意見書を可決 |
| 50 | 1975 | 6.13 10.13 | 基地集中化に反対の政府への意見書を可決 米軍横須賀基地の早期返還要求に関する意見書を可決 |
| 51 | 1976 | 2. 4 8.26 | 基地内の公害対策で国への意見書を可決 基地跡地3分割で旧軍港市転換法の遵守に関する意見書を可決 |
| 52 | 1977 | 9. 7 11. 1 | 旧軍港市国有財産処理審議会廃止反対に関する意見書を可決 米軍の三施設返還特別対策委員会を設置 |
| 53 | 1978 | 2.28 3.24 | 「健康都市よこすか」の宣言を決議 米空母ミッドウェイの核兵器搭載に関する意見書を可決 |
| 56 | 1981 | 5.29 | 米空母ミッドウェイの帰港延期の意見書を可決 市長は政府に重ねて帰港延期を要請 |
| 57 | 1982 | 3.10 5.25 | 議会議員定数減少条例を公布、議員定数48人となる 非核三原則と軍備縮小の推進に関する意見書を可決 |
| 58 | 1983 | 7.25 8. 5 12.12 | 米戦艦ニュージャージーの寄港見合わせを求める意見書を可決 市議会議員全員により米海軍横須賀基地を視察 政治倫理の確立に関して決議 |
| 59 | 1984 | 5.10 9.10 12. 7 | 非核三原則の堅持に関する意見書を可決 核兵器廃絶に関する決議を可決 米空母カールビンソンの寄港中止を求める意見書を可決 |
| 60 | 1985 | 4.17 | 市役所本庁舎新築工事落成式(議事堂移転) |
| 62 | 1987 | 3. 9 9.29 | 日本女子衛生短期大学の文科系学科増設の早期実現に関して決議 国立横須賀病院の移譲・譲渡に反対する意見書を可決 |
| 63 | 1988 | 8.30 12.21 | 米国艦船ファイフ、バンカーヒルの横須賀配備に関する意見書を可決 国道357号線路線の早期決定に関する意見書を可決 |
| 平成 | | | |
| 1 (昭和64) | 1989 | 1.31 5.16 | 昭和天皇崩御に対する弔詞を可決 水爆搭載米軍機の水没事故に関する意見書を可決 |
| 2 | 1990 | 2.27 | 米大型空母の横須賀配備反対に関する決議を否決 |

| 年号 | 西暦 | 月日 | 主な事項 |
|----|------|-------------------------------|--|
| 2 | 1990 | 7.10 | 米空母ミッドウェイの火災事故に関する意見書を可決 (賛成多数) |
| 3 | 1991 | 2.27 | 湾岸戦争への一切の戦争協力を中止し即時停戦への努力を政府に求める決議を否決 |
| 4 | 1992 | 12.18 | 坂本弁護士一家失踪事件に関する意見書を可決 第53回国民体育大会開催に関して決議 |
| 5 | 1993 | 4.19 5.26 10. 4 | 第2回定例会から常任委員会の一般傍聴実施を決定 議会運営委員会を法制化する 議会運営委員会の報道機関傍聴を認める |
| 6 | 1994 | 3. 7 4.26 12.16 | 米原子力航空母艦カールビンソン等の横須賀への寄港に関する意見書を可決 委員会一般傍聴席スペースの拡大を決定 議会議員定数減少条例を改正、議員定数46人となる |
| 7 | 1995 | 2.24 6. 2 | 実効性のある地方分権の推進に関する法律の制定を求める意見書を可決 委員会一般傍聴者定員を5人から8人に拡大 |
| 8 | 1996 | 2.27 4.26 8.16 9.26 | 地方分権の実現に関する意見書を可決 傍聴規則を改正 (児童の傍聴禁止規定を廃止し、手続等を簡素化) 横須賀市ホームページを開設 国立横須賀病院の存続と充実・強化に関する意見書を可決 |
| 9 | 1997 | 1.24 4.28 9. 1 | 委員会一般傍聴者へ議事次第書に加えて議案書の貸し出しを決定 インターネットによる議会情報の提供を決定、事務局で準備作業を開始 市議会ホームページを開設(9年3定分の会議録から全文掲載) |
| 10 | 1998 | 10. 9 11. 3 12. 9 | 議会活性化推進委員会(議長諮問機関)の設置を決定 子ども議会を議場で開催(青少年課主管) 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律等に関する意見書を可決 |
| 11 | 1999 | 2.24 5.13 5.14 7. 1 | 議会運営委員会の一般傍聴を開始 介護保険問題、廃棄物処理問題特別委員会を設置 今期も議会活性化推進委員会の設置を決定 広報よこすか「議会特集号」を初めて発行 |
| 12 | 2000 | 3.27 6. 5 7. 1 11.22 | 地方分権にかかわる条例制定等検討委員会(議長諮問機関)を設置 米海軍横須賀基地12号バース区域汚染土壌対策工事の安全強化を求める意見書を可決 市議会情報誌検討委員会(議長諮問機関)を設置 「よこすか市議会だより」第1号を発行 横須賀市議会議員政治倫理条例を可決(賛成多数) |
| 13 | 2001 | 3.27 6. 1 | 政務調査費の交付に関する条例を可決 横須賀市議会議員定数条例(45人)を可決(賛成多数) |

| 年号 | 西暦 | 月日 | 主な事項 |
|----|------|-------|---|
| 13 | 2001 | 9.17 | 米海軍横須賀施設・区域内全域の環境問題に関する意見書を可決 |
| | | 9.26 | 米軍関係者による犯罪再発防止に関する意見書を可決 議会制度検討会、議会IT化検討会（議長諮問機関）を設置 |
| 14 | 2002 | 5.29 | 会議規則を改正、「議員派遣」規定を追加 |
| | | 9.1 | 議会IT化運営協議会の設置を決定 |
| | | 12.17 | 議会内LANを構築し、全議員にノート型パソコンを貸与 全国初の横須賀市議会会議条例を制定 |
| 15 | 2003 | 1.20 | ノーベル物理学賞受賞の東京大学名誉教授小柴昌俊さんに、名誉市民の称号を贈る議案を可決 |
| | | 6.10 | 議会IT化運営協議会（議長諮問機関）を設置 |
| | | 9.12 | 本会議インターネット生中継を開始 |
| | | 11.21 | 本会議の発言に関するルールづくりについて、1人当たりの発言の持ち時間を決定 |
| 16 | 2004 | 5.7 | 次世代育成支援特別委員会、港湾・周辺整備特別委員会を設置 |
| | | 6.8 | 米国航空母艦キティホーク退役後の後継艦配備に関する意見書を可決 |
| | | 9.30 | アメリカ合衆国の臨界前実験に抗議の決議 日米地位協定の早期見直しを求める意見書を可決 |
| 17 | 2005 | 2.22 | 原子力空母の配備反対に関して決議 議事堂移転20周年記念議場コンサート開催 市民公募により市議会シンボルマーク決定 |
| | | 3.28 | 議場に国旗、市旗、市議会シンボルマーク旗の掲揚を決定 |
| | | 5.11 | 新中央図書館等特別委員会を設置 |
| | | 5.31 | 交流都市推進特別委員会を設置 |
| | | 9.28 | 第2次議会制度検討会を設置 |
| | | 11.2 | 原子力空母配備合意の撤回を求める意見書を可決 |
| 18 | 2006 | 3.2 | 日米地位協定の早期見直しを求める意見書を可決 |
| | | 5.30 | 基地対策予算の増額等を求める意見書を可決 |
| | | 12.13 | 横須賀市議会会議条例を改正 （平成19年5月2日から議員定数43人） 議会の議決すべき事件に関する条例を改正 （横須賀市基本計画等を議決事件に追加） 政務調査費の交付に関する条例を改正 （領収書の添付義務付け等） |
| | | | |
| 19 | 2007 | 5.31 | 議場に手話通訳配置開始 |
| | | 9.1 | 議会内LANを再構築し、無線LANや指紋認証を導入 |
| | | 9.14 | 医療環境問題特別委員会を設置 |
| | | 10.17 | 国道357号の横須賀地区への南下延伸促進に関する意見書を可決 |
| 20 | 2008 | 5.15 | 米空母の交代配備に伴う諸問題に対し横須賀市民の安全・安心を求める意見書を可決 |
| | | 12.8 | 委員会インターネット生中継・録画中継を開始 |
| 21 | 2009 | 5.28 | 朝鮮民主主義人民共和国の核実験に抗議する決議を可決 |
| | | 9.9 | 廃棄物処理等特別委員会の設置 |
| | | 9.17 | 横須賀市基本計画の策定に関する特別委員会の設置 |

| 年号 | 西暦 | 月日 | 主な事項 |
|----|------|-------|--|
| 22 | 2010 | 3.26 | 議案第21号「平成22年度横須賀市一般会計予算」を修正可決 |
| | | 6.22 | 横須賀市議会基本条例の制定（予算決算常任委員会の設置） |
| | | 9.2 | 本会議での一問一答方式の導入 |
| 23 | 2011 | 1.27 | 第1回議会報告会の開催 |
| | | 5.2 | 議員定数の削減（43人→41人） |
| | | 6.24 | 防災体制等整備特別委員会の設置 |
| | | 9.1 | 自治基本条例検討特別委員会の設置 |
| 24 | 2012 | 3.27 | 議案第14号「平成24年度横須賀市一般会計予算」を修正可決 |
| | | 6.26 | 議員提案による政策条例「横須賀市空き家等の適正管理に関する条例」を全会一致で可決 |
| 25 | 2013 | 3.1 | 議案第17号「平成25年度横須賀市一般会計予算」、議案第24号「平成25年度横須賀市水道事業会計予算」、議案第25号「平成25年度横須賀市下水道事業会計予算」を修正可決 |
| | | 3.4 | 横須賀市議会初の政治倫理審査会を設置 |
| | | 10.8 | 横須賀市一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議を可決 |
| 26 | 2014 | 3.26 | 横須賀製鉄所（造船所）開設150周年記念事業の準備促進を求める決議を可決 |
| | | 6.23 | 平成27年第2回定例会から全ての定例会本会議に手話通訳を配置することを決定 |
| | | 11.28 | 議員提案による政策条例「横須賀市観光立市推進条例」を全会一致で可決（全議員の賛成署名は横須賀市議会初） |
| 27 | 2015 | 6.26 | 横須賀市議会初の市長問責決議案を可決 |
| | | 9.16 | 横須賀市議会初の地方自治法第98条第1項の検査を行う「吉田市長の不透明な市政運営に関する検査特別委員会」を設置 |
| | | 10.6 | 横須賀市議会初の100条調査特別委員会を設置（検査特別委員会から変更） |
| 28 | 2016 | 3.31 | 関東学院大学と包括的パートナーシップ協定を締結（大学と議会の連携は神奈川県内初） |
| | | 9.2 | 中学校完全給食実施等検討特別委員会の設置 |
| | | 12.14 | 議会ICT化基本計画を策定 |
| 29 | 2017 | 3.24 | 超党派の議員提案による「横須賀市給食条例」を全会一致で可決 |
| | | 5.10 | 横須賀市議会災害時BCP（業務継続計画）を策定 |
| | | 9.4 | 「通年議会」開始 |
| | | 11.30 | ペーパーレス会議運用開始 議員提案による「横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例」（ごみ屋敷対策検討協議会で検討）を全会一致で可決 |
| 30 | 2018 | 2.16 | FM戦略プラン審査特別委員会の設置 |
| | | 10.9 | 議員提案による「横須賀市がん克服条例」（がん対策検討協議会で検討）を全会一致で可決 |

令和

| | | | |
|-------------|------|--|--|
| 1 (平成31) | 2019 | 6.25 12.16 12.17 | 天皇陛下御即位を祝す賀詞に関する決議を可決 市民の議会に対する認識を把握するため市民アンケートを実施 市議会ギャラリー「羅針の小径」オープン(横須賀総合高等学校美術部歴代生徒の絵画作品の展示) |
| 2 | 2020 | 3.18 5. 2 5. 7 5.12 5.14 6. 2 6.25 12.15 12.17 | 議員任期4年間に取り組む政策立案と議会改革の課題を定めた横須賀市議会実行計画「未来への羅針盤2023」を策定 議員定数の削減(41人→40人) 新型コロナウイルス感染症対策検討協議会を設置 よこすか市議会だより紙面リニューアル 基本構想・基本計画策定特別委員会を設置 横須賀市議会の公式Xを開始 議員提案による「横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進条例」(歯と口腔の健康づくり検討協議会で検討)を全会一致で可決 市長等に対して反問権を付与 委員会オンライン開催可能に |
| 3 | 2021 | 4. 1 6. 1 12.14 | 議会事務局から議会局へ名称変更(議会事務局の機能強化)本会議・委員会等資料のホームページ掲載を開始 議員提案による「横須賀市犯罪被害者等基本条例」(犯罪被害者等基本条例検討協議会で検討)を全会一致で可決 |
| 4 | 2022 | 3.24 3.24 10. 4 10. 4 10. 7 | 議員提案による「横須賀市子どもの権利を守る条例」(子どもの権利検討協議会で検討)を賛成多数で可決 ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議を可決 議員定数を削減するための議会基本条例改正案を賛成多数で可決(令和5年5月2日から議員定数39人) 横須賀海軍施設における排水処理施設からのPFOS等含む排水への早期対応を求める決議を可決 議会報告会及び懇談会を一本化し、会の名称を「広報広聴会」に変更 |
| 5 | 2023 | 2.28 6. 7 | 市議会で課題の選定から提案までを行った初めての政策提言である「公共交通の在り方に関する政策提言書」(公共交通の在り方検討協議会で検討)を策定、市長に提出 委員会の審査方法を原則部局別審査に変更 |

7 主な議会関係例規ほか

市議会関係例規など一覧

■ 議会運営に関すること

- ・横須賀市議会基本条例(P56・57掲載)
- ・横須賀市議会会議規則
- ・横須賀市議会委員会条例
- ・横須賀市議会委員会規則
- ・横須賀市議会通年議会実施要綱
- ・横須賀市議会予算決算常任委員会運営要綱
- ・横須賀市議会傍聴規則
- ・横須賀市議会傍聴規則実施要領
- ・議会運営委員会所管事項
- ・議会運営委員会申し合わせ事項
- ・市長の専決処分事項に関する条例
- ・議会の議決すべき事件に関する条例
- ・議会の議決に付すべき契約に関する条例

■ 政治倫理に関すること

- ・横須賀市議会議員政治倫理条例
- ・横須賀市議会議員政治倫理条例施行規程

■ 情報公開に関すること

- ・横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例
- ・横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程
- ・横須賀市情報公開条例
- ・横須賀市情報公開条例施行規則
- ・横須賀市議会の所管に係る情報公開条例施行規程

■ 報酬等に関すること

- ・議会議員の議員報酬等に関する条例
- ・非常勤特別職員公務災害補償条例
- ・実費弁償条例
- ・横須賀市旅費支給条例
- ・横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例
- ・横須賀市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則
- ・横須賀市議会政務活動費の交付に関する議会要綱

■ 選挙に関すること

- ・議会議員及び長の選挙ポスター掲示場設置条例
- ・議会議員及び長の選挙公報発行条例
- ・議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

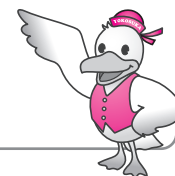
■ 議会局等に関すること

- ・横須賀市議会議会局設置条例
- ・横須賀市議会議会局規程
- ・横須賀市議会公印規程
- ・横須賀市議会図書室規程
- ・横須賀市議会議員及び横須賀市議会議会局職員き章規程

これらの例規の本文は、市議会ホームページでご覧になれます。(一部を除く)

横須賀市議会

検索



横須賀市議会基本条例

平成22年6月25日 条例第38号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制のもとの議会の役割を踏まえつつ、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、公平、公正で透明な議会運営を図り、もって市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(この条例の位置付け)

第2条 この条例は、議会の最高規範的位置付けを有し、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃を行うときは、この条例の理念を反映させ、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(議会及び議員の責務)

第3条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の負託に応えなければならない。

(通年議会)

第4条 議会が、市政の執行に関する監視機能の強化及び政策立案に関する機能の充実を図り、主導的かつ積極的に活動できるようにするため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第102条第2項の規定による条例で定める定例会の回数は年1回とし、その会期を通年とする。

2 議会の会期を通年とすることに関し必要な事項は、別に定める。

(議員定数)

第5条 法第91条第1項の規定により、条例で定める議会の議員の定数は、39人とする。

2 議員定数の条例改正案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、原則として議員が改正理由の説明を付して提案するものとする。

3 前項の規定は、市長の条例議案の提出権を制限するものと解してはならない。

第2章 議会の活動原則

(議会の活動原則)

第6条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会であること。
- (2) 議案提出権、市長提出議案に対する修正動議の発議権等を議員が有することを踏まえて議決権を行使し、市政の運営に貢献すること。
- (3) 市民本位の立場から、市長等(市長その他の執行機関をいう。以下同じ。)により適正な市政運営が行われているかを監視し、さまざまな政策等が、適切に施行され、又は運用されているかを常に検証を怠りなく行うこと。
- (4) 市民参加の機会の拡充を図り、市民の多様な意見をもとに政策立案、政策提言等の強化に努めること。
- (5) 議会運営は、市民に分かりやすい視点、方法等で行うこと。

(委員会)

第7条 議会は、議案その他多様な政策等を効率的かつ詳細に審査するとともに、新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、事業の専門性、特性等を考慮し、法第109条に規定する委員会を適切に設置し、及び活用するものとする。

2 前項の規定に基づき、議会に次に掲げる常任委員会及び議会運営委員会を置く。

- (1) 総務常任委員会
- (2) 民生常任委員会
- (3) 環境教育常任委員会
- (4) 都市整備常任委員会
- (5) 予算決算常任委員会

3 議会は、第1項の規定に基づき、必要に応じて議決により特別委員会を置くものとする。

4 前2項の規定に基づく委員会の運営等については、別に条例で定める。

(災害時の対応)

第8条 議会は、大規模災害が発生し、市内全域に甚大な被害が起きたとき又はそのおそれがあるときは、的確かつ迅速な対応を図り、市民生

活の安定及び維持に努めなければならない。

2 大規模災害時における議会の機能維持に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 議員の活動原則

(議員の活動原則)

第9条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 議案に対する議決への参加のみならず、本市の政策を自ら策定するため、議案を提出することを議員の重要な役割と捉え、積極的な調査研究その他の活動を通じて市民の福祉と生活の向上に貢献すること。
- (3) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんにより、市民代表として、ふさわしい活動を行うこと。

(会派)

第10条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じて他の会派と合意形成に努めるものとする。

(議員の政治倫理)

第11条 議員は、市民全体の代表者として高い倫理性が求められることを深く自覚し、行動しなければならない。

2 議員の政治倫理については、別に条例で定める。

第4章 市民と議会の関係

(情報の公開等)

第12条 議会は、その透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を積極的に市民に提供するものとする。

- 2 議会は、すべての会議を原則として公開するものとする。
- 3 議会は、議員研修会等を必要に応じて公開するものとする。
- 4 会議及び議員研修会等の傍聴については、別に定める。

(請願及び陳情)

第13条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、真摯に取り扱うものとする。この場合において、請願者若しくは陳情者の求めに応じて、又は議会自ら、請願者又は陳情者が説明や意見陳述を行う場を設けることができる。

2 請願及び陳情の取扱いについては、別に定める。

(市民参加)

第14条 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策提案の機会の拡大を図るものとする。

(説明責任等)

第15条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議会としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。

2 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有する。

第5章 議会と市長等との関係

(市長との関係)

第16条 議会は、二元代表制のもと、市長と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を通じて、市長とともに、市政の発展に努めなければならない。

(一問一答方式等)

第17条 議会の会議における質疑等は、市政上の論点及び争点を明確にするため、対面による一問一答の方式で行うことができる。

2 議長から本会議又は委員会等へ出席を要請された市長その他の者は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑等に対して反問することができる。

(政策等の監視及び評価)

第18条 市長等は、提案する重要な政策等について、審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、次に掲げる事項に関する必要な情報を明らかにしなければならない。

- (1) 重要な政策等を必要とする背景
- (2) 検討した他の政策案等との比較検討
- (3) 総合計画における根拠又は位置付け
- (4) 関係法令及び条例等
- (5) 財源措置

2 議会は、市長等が前項の規定に反する場合は、必要な情報を明らかにするよう求めることができる。

3 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価の視点も踏まえた審議をするものとする。

(議員の文書による質問)

第19条 議員は、閉会中又は休会中に議長と協議の上、市長等に対し、別に定める様式により文書で質問を行い、文書による回答を求めることができる。

2 市長等は、前項の規定による質問を受けたときは、速やかに回答しなければならない。

3 前2項の文書による質問及び回答は、全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。

第6章 議会の機能強化

(議決事件の追加)

第20条 議会は、議事機関としての機能強化のため、法第96条第2項の規定により積極的に議決事件の追加を検討するものとする。

2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。

(議員相互の討議の推進)

第21条 議会は、委員会又は法第100条第12項に規定する協議又は調整の場(以下「委員会等」という。)における議案の審査等の際には、必要に応じて議員相互間の自由討議を推進するための場を設け、活発な議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。この場合において、法第74条第1項の規定による条例の制定又は改廃の請求に基づき市長が付議した議案については、市民の意向を踏まえつつ、審査において特段の配慮をするものとする。

2 前項の審査にあたっては、委員長等は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように委員会等を運営しなければならない。

(政策検討会議の設置)

第22条 議会は、政策の検討及び提案を積極的に行うため、政策検討会議を設置する。

2 前項の政策検討会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(調査研究機関の設置)

第23条 議会は、市政の課題に関する調査又は検討のため必要があると認めるときは、議決により、専門的知見を有する者で構成する調査研究機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査研究機関に議員を構成員として加えることができる。

3 第1項の調査研究機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議員研修)

第24条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議員研修の充実強化を図るものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、他の自治体の議会及び市民との議員研修会等を積極的に開催するものとする。

3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、議員研修を行わなければならない。

(広報広聴会議の設置)

第25条 議会は、広報広聴活動を戦略的かつ計画的に実施するため、広報広聴会議を設置する。

2 前項の広報広聴会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(予算の確保)

第26条 市長は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議会が、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現し、かつ政務活動機能の充実を図るために必要な予算の確保に努めるものとする。

(議員及び会派の積極的な政務活動)

第27条 議員及び会派は、法第100条第14項の規定に基づき交付される政務活動費を有効に活用し、政策提言等に活かすよう積極的に市政に関する調査研究その他の活動を行わなければならない。

第7章 議会改革の推進

(検討会議等の設置)

第28条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会制度検討会議を設置する。

2 前項に定めるもののほか、議会は、議案の審査、議会の運営又は市政の課題に関する協議、調整若しくは調査のために必要があるときは、議員で構成する検討会議を設置することができる。

3 第1項の議会制度検討会議及び前項の検討会に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(交流及び連携の推進)

第29条 議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うため、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するものとする。

第8章 議員の身分及び待遇

(議員の身分及び待遇)

第30条 議員の身分及び待遇の保障は、議会制度を維持する上で重要な要素であるため、議会はその報酬及び政務活動費について、常に市民の理解を得ることに努めるものとする。

(議員報酬等)

第31条 議員報酬及び政務活動費については、別に条例で定める。

2 第5条第2項及び第3項の規定は、議員報酬及び政務活動費に係る条例改正議案の提出について準用する。

第9章 議会局等

(議会局)

第32条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会局の調査及び政策業務の機能の充実を図るものとする。

(議会図書室)

第33条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実を図るものとする。

第10章 継続的な検討

(継続的な検討)

第34条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 議会在、この条例を改正しようとするときは、常に本会議において改正の理由を説明しなければならない。

議会が提出した主な条例

議会基本条例

横須賀市議会では、地方分権時代にふさわしい議会の在り方などを明らかにし、市民の負託（市政に対する期待）に的確に応え、市政の発展に寄与することを目的とする議会基本条例を、平成22年6月22日の本会議において全会一致で可決し、制定しました。

●議会基本条例とは

議会の運営をどのように行うかなどの基本原則を定めた条例です。議会に関する取り決めの最高規範として議会や議員の活動原則、市民と議会の関係、議会と市長等との関係など議会の基本的な考え方や姿勢を定めた条例です。

●条例制定の背景と趣旨

横須賀市議会は、以前から「開かれた議会」「市民に親しまれる議会」を目指して、議会の制度改革及び活性化に努めてきました。とりわけ、平成14年に議会法体系を整備のうえ制定した横須賀市議会会議条例は、今日の議会基本条例の先駆けとも言われています。

横須賀市議会基本条例の制定に当たり、その横須賀市議会会議条例を発展的な形で基本条例に吸収し、より市民の皆さんにわかりやすい条例としました。

横須賀市議会は、今後も、さらに市民に開かれた信頼される議会を創造し、積極的な政策立案・政策提言を行うことのできる政策形成能力の向上を図っていくことを使命と考えています。

このような認識のもと、分権と自治の時代にふさわしい市政の確立に向け不断の努力を重ねることを誓うとともに、議員各自が議員としての自覚と見識を持って市民の負託に応える決意を示すために、この条例を制定しました。

●議会基本条例検討委員会

議会運営委員会において伊賀市議会の議会基本条例の視察を行ったことをきっかけに、平

成21年2月26日の同委員会で、横須賀市議会基本条例の制定に向けて、議会内に議長の諮問機関として議会基本条例検討委員会を設置することを決定しました。

これを受け、検討委員会は翌27日から平成22年6月10日までの間、延べ23回にわたって精力的に検討を進め、条例の最終案を決定しました。

この間、全議員を対象とした研修会を2回開催するとともに、検討委員会において専門家の意見を聴取したり、議会基本条例の素案に対し市民の皆さんの意見を伺うパブリック・コメント手続を行いました。

検討委員会は、議会基本条例制定後も、一問一答方式や議会報告会の運用方法について、引き続き延べ6回にわたって会議を開き、検討を進めました。特に、議会報告会については、所沢市議会報告会を視察するとともに、平成23年1月27日に議会基本条例をテーマとして議会報告会を、検討委員会の議員が中心となって開催し、今後の議会報告会の手本を示しました。

●条例の主な内容

【議会及び議員の責務】

議会に関する条例や規則等を遵守して議会を運営し、市民の負託に応えることを議会及び議員の責務とします。

【議会の活動原則】

市民によって直接選挙された議員で構成される議事機関として、「公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会であること」など、議会の運営のために必要な5つの活動原則を定めています。

【議員の活動原則】

「議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること」など、議員個人として必要な3つの活動原則を定めています。

【市長との関係】

議会は、市長と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うなど、市長とともに、市政の発展に努めなければならないことなどを定めています。

【政策等の監視及び評価】

市長等が重要な政策等を議会に提案する場合には、議員が十分な情報に基づいて審査できるよう、必要な情報を提供しなければならないことなどを定めています。

【議員の文書による質問】

議員は、閉会中又は休会中、市長等に対し文書で質問を行い、文書による回答を求めることができます。この文書による質問及び回答は、全議員に通知するとともに市民に公表するものとしています。

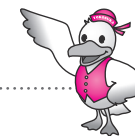
【議員相互間の自由討議】

これまでの委員会等の審査は、市の部課長等との質疑・答弁を中心に行ってきました。今回の議会基本条例では、議員相互間の自由討議を推進する場を新たに設け、活発な議論を尽くして合意形式に努め、市民の皆さんに対する説明責任を果たすこととしています。

【調査研究機関の設置】

地方自治法には、議会は議案の審査などの調査のために学識経験のある専門家を活用できると定めています。

本条例では、複数の専門家による調査研究機関を設置することができ、また、その調査機関に議員が構成員として加わることができるとしています。



横須賀市空き家等の適正管理に関する条例

市内に点在する空き家等が放置され、管理の行き届かない状態となることを防止することにより、生活環境の保全や良好な住環境の維持、安全安心のまちづくりの推進を目的とする条例です。（平成24年10月1日施行）

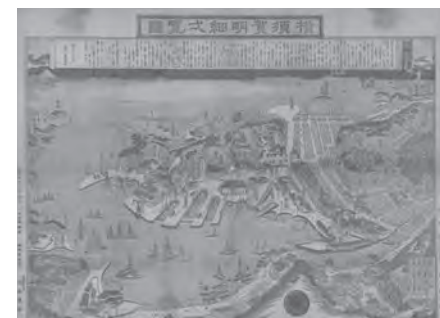
なお、国においては、平成26年11月27日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布され、平成27年5月26日に施行されました。



管理が行き届かず荒れた空き家

横須賀市観光立市推進条例

日本初の観光マップがつくられるなど歴史がある横須賀には、豊かな自然と先人たちが残してくれた価値ある歴史や色とりどりの郷土文化があり、市全体が観光資源の宝庫となっています。その観光資源を有効に活用しながら、魅力ある観光地をつくり、国内外を問わず多くの観光客に愛される観光立市を実現することにより、本市の経済の発展や市民生活の向上、国際相互理解の増進を目的とする条例です。（平成27年4月1日施行）



日本で最初と言われる横須賀製鉄所が描かれた観光マップ

横須賀市給食条例

市議会では、中学校の完全給食実施について請願等の審議、保護者等の意見・要望を踏まえ、教育委員会に対して、生徒の健康増進と食事の栄養バランス、食材の安全安心、家庭環境や経済状況の変化に伴う負担軽減などを考慮するよう以前より申し入れをしてきました。

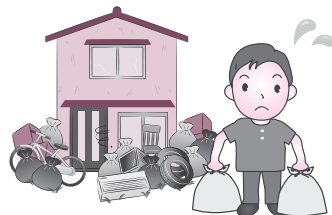
横須賀市の将来を担う子どもたちの成長に、市が責任をもって取り組むことが求められていると考え、本市の小学校及び特別支援学校に加えて中学校においても完全給食を実施すること、また給食費を公会計化することを目的とする条例です。(平成29年6月1日・平成30年4月1日・令和3年9月29日施行)



横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例

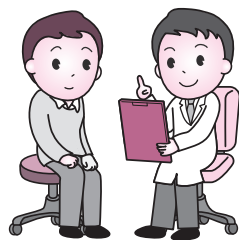
いわゆる「ごみ屋敷」の問題は全国的にも広がり、本市においても発生件数が増加傾向にあります。

今までの法令では対応が難しく、解決には長時間を要することが多く、問題が長引くほど近隣住民の生活環境は損なわれてきています。「ごみ屋敷」の発生原因は、認知症や生活意欲の喪失が原因となっている場合があります。何らかの理由で身の回りのことをしなくなり、救済の発信力も低下した状態に陥った人達に対し、ごみの片づけだけではなく、市と関係機関や地域住民が連携して福祉的な支援や地域の見守りなど、本人に寄り添う支援を行うことで生活上の諸問題を解消し、根本的な解決と再発防止を目指すことを目的としています。(平成30年4月1日施行)



横須賀市がん克服条例

がんは日本人の最大の死亡原因で、生涯において2人に1人ががんに罹患し、3人に1人ががんに死亡しています。近年、がん治療の医学的・技術的レベルは急激な進歩を遂げていますが、市民に情報として伝えられているものは少なく、依然としてがんは命にかかわる病気で、治ることが難しいという意識が深く根付いています。このようなことから、がんの予防及び早期発見の推進等を含む総合的ながん対策により、がんの克服を目指すため条例を制定しました。本条例の特徴として、早期発見、除菌によりがんの抑制に効果が期待できる「胃がん」に着目し、がん克服に関する施策事業に踏み込んで条例に規定しており、他都市の条例にはない内容となっています。(平成31年4月1日施行)



横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進条例

むし歯や歯周病に代表される歯科疾患は、進行に伴い歯を失ってしまうことで、食生活や社会生活に支障をきたすとともに、全身の健康に影響を与えるものとされています。歯と口腔の健康を保つことは、単に食べ物を咀嚼するだけでなく、食事や会話を楽しむなど、豊かな人生を送るための基礎となるものです。

80歳になっても自分の歯を20本以上保つ「8020運動」を推進し、年代ごとのライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりに取り組むことを条例に定め、生涯にわたり生き生きと元気に過ごせるようにすることを目的としています。(令和2年10月1日施行)



横須賀市犯罪被害者等基本条例

人は、ひとたび犯罪にあうと身体的、精神的、そして経済的に大きな影響をこうむり、それらは被害者本人にとどまらず家族や関係者にも及びます。そしてその影響がなくなるまでには長い時間が必要だったり、あるいはずっと残ってしまう場合もあります。また、直接的な影響だけでなく、あたかも被害者に責任があるかのような誹謗中傷、過剰な取材や憶測による報道、インターネットによる事実と異なる情報拡散など、二次被害が生じることもあります。

こうした被害に対する支援をしっかりと行うため、また刑法等に定められる犯罪だけでなく、法律上犯罪とは認められていないケースも含めて、すべての犯罪被害者等に寄り添う横須賀の実現を目指し、条例を制定しました。条例では、犯罪被害者等支援のための市・市民・事業主等の責務を示し、また市の総合的な体制の整備を規定し、相談窓口の設置や見舞金の支給等、様々な支援を行うこととしています。(令和4年4月1日施行)

横須賀市子どもの権利を守る条例

子どもであっても一人の人間として様々な権利を有し、一人一人の個性は尊重されるのは当然のことであり、こうした子どもの基本的人権を保障するため、国連において「児童の権利に関する条約」が採択され、日本でも批准されています。しかし、現実には様々な差別が存在し、子どもは、体も心も未熟であるとして、本来、人間として有する自由な生き方、意思の表現が抑えられてしまう場合があります。さらに、子どもへの虐待が深刻な社会問題となっています。

子どもが、保護者の愛情のもとに育まれ、地域や学校など多くの関わりの中で人間として成長していく。それを見守り、支えるために、子どもの権利を明記し、子どもに関わる大人や組織が果たす役割を定め、全ての市民がそれを実践するための指針となるように条例を制定しました。(令和4年7月1日施行)

他に「横須賀市中小企業振興基本条例」「横須賀市地域で支える条例」などがあります。

声を聴いて政策につなげる議会改革

～報告会から広報広聴会へ～

横須賀市議会は平成22年に制定した基本条例に基づき、市民を対象に毎年議会報告会を実施し、市の1年間の予算を決定する議会の審査の内容などを報告してきました。

しかしそれだけでは市民のニーズを市政に反映することは難しく、より市民からの提案を政策につなげることができるように、令和4年10月に市民の意見を聴く機会として「広報広聴会」を定期的に行っていくことを決定しました。

この広報広聴会は特定のテーマや特定の対象者にフォーカスして開催し、より市民の皆さんに興味を持って参加していただけることを目指しています。



よこすか子どもの権利を守る
条例(案)に関する懇談会

広報広聴会導入に先立って開催された「よこすか子どもの権利を守る条例(案)に関する懇談会」(令和3年11月7日)では子どもを取り巻く現状や課題について市民の皆さんと話し合い、「横須賀市子どもの権利を守る条例」制定に活かされました。

「公共交通の在り方の政策提言に関する広報広聴会」(令和5年1月14日)では、自分の住む地域だけではなく、横須賀市全体の課題や提案が出され、「公共交通の在り方に関する政策提言書」につながりました。

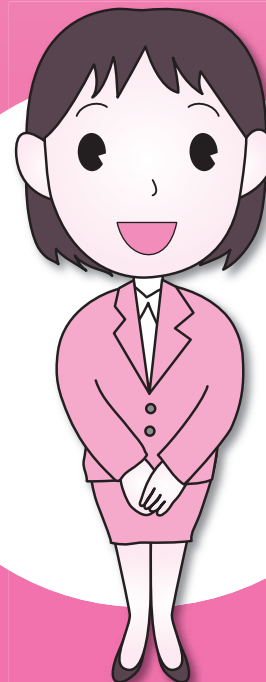


公共交通の在り方の政策提言に関する広報広聴会

引き続き、市民の意見が
活かされる議会を
目指します。



みなさんの疑問に
お答えします!



Q
&
A



Q. 議員にはどうしたらなれるのですか？



A. 選挙権のある満25歳以上で、引き続き3か月以上市内に住所のある人には、市議会議員に立候補する資格(被選挙権)があります。議員になるには、4年ごとに行われる市議会議員選挙に当選することが必要です。多くの市民の支持(得票)を得るためには、一般的に地元町内会や勤務先、各種団体などの支持を得ることや市政について広く勉強することが必要とされています。(P32参照)



Q. 「議員バッジ」はいつ誰からもらうのですか？



A. 市議会議員選挙での当選確定後に行われる「当選証書付与式」の際に、市議会議会局から貸与されます。市議会議員バッジは全国共通のデザインとなっています。



Q. 「議員バッジ」はいつも着けていなければいけないのですか？



A. 横須賀市議会議員及び横須賀市議会議会局職員き章規程により、議会活動に当たり、常に着用するよう規定されています。



Q. 議員になると、以前の仕事を辞めなければならないのですか？



A. 法律(地方自治法第92条「兼職の禁止」、第92条の2「議員の兼業禁止」)で禁止されている職業(衆議院・参議院議員、県議会議員、行政職員など)以外ならば、辞める必要はありません。



Q. 議員は毎日、議会に来るのですか？



A. 議員の身分は「非常勤特別職」ですから、毎日出勤する必要はありません。ただし、議会の会議(本会議、委員会)や視察などを休む場合は、欠席の届け出をすることになっています。議員が議会に来ているかどうかは、市役所本庁舎の「(議員)出退表示盤」ランプで表示しています。



Q. 議員が家にいるときは休みなのですか？ 休暇はあるのですか？



A. 議員には一般的な「休暇」制度はありません。議員にとって、議会の会議や市の行事などに出席するほか、地域住民の要望や生の声を聞くことも大切な仕事です。議会以外での政務活動もあり、公務、私的活動の区別がしにくいことから、「24時間休みなし」と言うこともできます。一方で、本市議会の会議規則、委員会規則は、本会議・委員会を欠席・遅刻・早退する場合、理由を付して議長・委員長に届け出ることとされており、例えば議員が出産や、出産補助等で欠席することが可能となっています。



Q. 議員をなぜ「先生」と呼ぶのですか？ 議会ではなんと呼び合っているのですか？



A. 本会議では「〇〇議員」、委員会では「〇〇委員」と呼んでいます。これが正式ですが、普段は「〇〇さん」「〇〇議員」「〇〇先生」という呼び方もあり、決まりはありません。「先生」は、教師や医師など尊敬を集め、指導的立場にある人への呼称ですが、議員をそのように呼ぶ方もいます。



Q. 議員の「報酬」はどうやって決めるのですか？



A. 議員の報酬額は、「議会議員の議員報酬等に関する条例」で定められています。報酬額を変更する場合は、この条例の改正が必要で、市長が諮問する特別職報酬等審議会からの答申を受けて議案として提出され、議会の議決を経て決められます。(P43参照)



Q. 議員は「退職金」や「定年」はあるのですか？



A. 議員は退職金や定年はありません。



Q. 政務活動費はどういうものですか？



A. 政務活動費は、法令の規定に基づき、市政に関して議員又は会派が実施する調査研究、資料の作成・購入、広報・広聴などの政務活動に必要な経費の一部として交付され、収支報告書の提出が義務付けられています。議員は、議会における議案の審査や政策立案能力の充実のため、政務活動費を有効に活用し、調査研究などの活動を積極的に行っていくことが期待されます。



Q. 議場や委員会の「議席」はどうやって決めるのですか？



A. 本会議や委員会の場で、議長または委員長が指定します。ただし、一方的に決めるのではなく、議員(委員)や議会局の意見を聞いたうえで決めています。



Q. 議長と副議長はどうやって決めるのですか？



A. 一般選挙後の初めての議会では、議員の中から議長、副議長を選出(選挙)します。議長、副議長の任期は当該議員の任期となりますが、任期の途中で辞任したときは、改めて選挙を行い、新しい議長や副議長を選出します。



Q. 議長、副議長は毎日、議会に来るのですか？



A. 他の議員と同様、非常勤特別職であるため、毎日議会に来る義務はありません。しかし、さまざまな行事への出席や議会の意思決定を行う業務があるため、他の議員と比べると議会へ来る回数はずっと多く、毎日に近い形になっています。



Q. 議長、副議長に「出張」はあるのですか？



A. 市内での各種会議やさまざまな行事への出席のほか、全国市議会議長会などの会議へ出席するため、出張はかなり多くあります。



ア
案件…………… 24・25

イ
委員会（常任・議会運営・特別）…………… 21・22・25・41
委員会付託…………… 25
意見書…………… 14・26・29

地方自治法の規定に基づき、議会としての意思を関係機関あてに意見としてまとめた文書のこと。

意見書提出権…………… 14
一事不再議の原則…………… 23
一般質問…………… 24・25

市の仕事全般について、議場で市長などに考え方や説明を求めること。

インターネット中継…………… 30・52・73

エ
延会…………… 24

予定案件を終了しないで、その日の会議を終えること。

カ
開会…………… 24・25
定例会または臨時会を始めること。
会期…………… 20・21
会期不継続の原則…………… 23

開議…………… 24・26
議事日程に従ってその日の会議を開くこと。会議時間は原則として午前10時から午後5時まで。

会議録…………… 6・7・30
会派…………… 17・38～41
神奈川県内広域水道企業団…………… 16
神奈川県後期高齢者医療広域連合…………… 16
過半数議決の原則…………… 23
監査請求権…………… 15

キ
議員…………… 16・38～40・64～67

議員の義務…………… 31
議員の権利…………… 31
議員の紹介（請願の署名等）…………… 29
議会の解散と議員の解職…………… 34

議員総会…………… 21
一般選挙後、最初の議会の進行について協議又は調整を行うために設けている会議のこと。

議員定数…………… 12・48・50～54
4年に1回の市議会議員選挙で選ばれる議員の数。第1回の横須賀市会選挙（明治40年）で選ばれた議員数は36人であった。現在の横須賀市議会議員定数は39人。

議員バッジ…………… 64
議会…………… 12・20・41～42
（本会議・委員会等の開会状況）

議会ICT化運営協議会…………… 21・22
議会運営委員会…………… 21・22

議会関係例規…………… 55
議会制度検討会議…………… 21・22
議会シンボルマーク…………… 52・73
議決…………… 13・14・26・29

市長などから提出された議案など、市政を進める上で重要な事柄を、市議会の会議で決定すること。

【議決の種類】
意思決定の内容によって、次のように分かれる。
可決：予算、条例、契約、意見書、決議、その他
認定：決算
承認：専決処分
同意：人事案件
採択：請願
異議ない旨回答：諮問

議決権…………… 14
議事機関…………… 12・13
議事公開の原則…………… 23
議事堂…………… 6～10

横須賀市役所本庁舎の9・10・R1階にあり、本会議場のほか、4つの委員会室、理事者待機室などがある。

議事日程…………… 21
その日の会議で処理を予定している案件について、処理の順序を記載した予定表のこと。議長はこの議事日程に従って当日の会議を進める。

議場…………… 8・10
議席…………… 66
議長・副議長…………… 16・17・44～47・67

ケ
決議…………… 48～54

法の規定はないが、議会の意思を内外に表明すること。

決算…………… 14・20
予算と実績とを対比するもの。また、経営成績と財政状態とを明らかにするもの。

検査権…………… 15

ク
交渉会派…………… 17
広報広聴会議…………… 21・22

サ
採決…………… 24～26

議長（委員長）が起立・挙手などの方法で賛成者の数を集計すること。

散会…………… 24・25
議事日程にある予定案件をすべて終了して、その日の会議を終えること。

シ
市議会議会局…………… 6・17
市議会情報コーナー…………… 6・30
市議会だより…………… 30
市議会ホームページ…………… 30・51



| | |
|---|------------|
| 質疑 | 24~26 |
| 本会議や委員会で議題となっていることについて、疑問点をたずねること。 | |
| 執行機関 | 12・13 |
| 趣旨了承 | 29 |
| 陳情の審査結果で趣旨に賛成すること。その他に、趣旨不了承、審査終了がある。 | |
| 招集議会 | 20 |
| 上程 | 24~26 |
| 常任委員会 | 9・21・22・42 |
| 総務常任委員会 | 21・22 |
| 民生常任委員会 | 21・22 |
| 環境教育常任委員会 | 21・22 |
| 都市整備常任委員会 | 21・22 |
| 予算決算常任委員会 | 21・22 |
| 所管事務調査 | 35 |
| 自律権 | 15 |
| 審議 | 12・20 |
| 本会議で説明を聞き、質疑し、討論を行い、表決するといった一連の過程のこと。 | |
| 審査 | 9・21・25 |
| 委員会において議案等について論議し、委員会としての結論を出す一連の過程のこと。 | |
| セ | |
| 請願・陳情の受理 | 15 |
| 請願・陳情の提出 | 29 |
| 政策検討会議 | 21・22 |
| 政務活動費（交付額） | 43・66 |
| 全員協議会 | 21 |
| 重要な案件について協議するために設けている会議のこと。 | |

| | |
|--------------|-------------|
| 選挙 | 14・32・64・67 |
| 議員選挙 | 32・64 |
| 議員の寄附の禁止 | 33 |
| 議会の解散と議員の解職 | 34 |
| 基本原則 | 32 |
| 選挙運動 | 33 |
| 選挙権・被選挙権のない人 | 32 |
| 選挙権（市議会の権限） | 14 |

| | |
|---------------------------|----|
| ソ | |
| 送付（陳情） | 29 |
| 審査のため、議長が陳情を所管する委員会に送ること。 | |

| | |
|----------|----|
| タ | |
| 代表質問 | 24 |

| | |
|----------|-------|
| チ | |
| 地方自治法 | 14 |
| 中核市 | 12・13 |
| 調査権 | 14 |

| | |
|----------|----|
| ツ | |
| 通年議会 | 20 |

| | |
|-------------------------------|----|
| テ | |
| 提案説明 | 25 |
| 議会に提出した案件の提出理由と内容を提出者が説明すること。 | |
| 定足数の原則 | 23 |

| | |
|------|-------|
| 定例会 | 20 |
| 定例議会 | 20・24 |

| | |
|---------------------------------|-------|
| ト | |
| 討論 | 24~26 |
| 委員会や本会議で委員（議員）が賛成、反対の意見を表明すること。 | |
| 特別委員会 | 21・42 |

| | |
|---|-------|
| ヒ | |
| 表決 | 24~26 |
| 議員（委員）が賛成・反対の意思を表明すること。表決の方法には起立によるもの、投票によるもの、異議ない旨を語る簡易なものがある。 | |

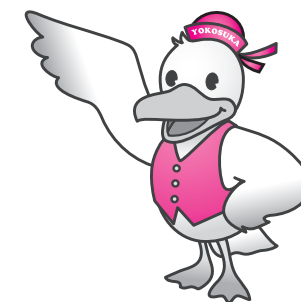
| | |
|---|----|
| 費用弁償 | 31 |
| 議員の職務を行うためにかかる旅費などの費用を支払うこと、またはその金銭をいう。 | |

| | |
|--------------------------------------|-------|
| フ | |
| 付託 | 24・25 |
| 部門別に詳しく審査するため、議長が議案や請願を所管する委員会に送ること。 | |

| | |
|----------|------------------|
| ホ | |
| 報酬（額） | 31・43・66 |
| 傍聴 | 6・10・28・41・42 |
| 本会議 | 8・10・21・24~26・41 |



| | |
|---|-------------|
| リ | |
| 臨時会 | 31 |
| 臨時議会 | 20 |
| 三 | |
| 横須賀市議会会議規則 | 15・23・31・55 |
| 横須賀市議会基本条例 | 15・23・55~59 |
| 横須賀市議会議員政治倫理条例 | 55 |
| 予算 | 12・14・18・20 |
| 横須賀市の一会計年度における歳入・歳出の見積もり。一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算がある。 | |



横須賀市議会の政策形成サイクル

～政策を有効に機能させ、課題を解決していくために～

市民のニーズが複雑化・多様化している現在、市議会は市政の監視だけでなく、自ら課題を発見し、解決につながるような政策をつくっていくことが求められています。

そして政策がうまく機能しているか、意図した効果が得られているかなど検証・評価し、改善を図り、市民生活の課題、行政課題を解決していくことが重要となります。これを横須賀市議会では、政策形成サイクルとして図のような仕組みで、推進しています。

図の一番上、Plan（計画）では、議員の任期4年間に取り組むべき政策課題を掲げた実行計画を策定します。

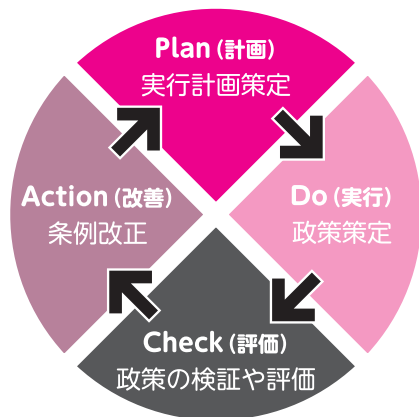
Do（実行）は、実行計画に定められた政策課題について、専門家などから意見を聴取し、知見を積み重ねつつ、条例や政策提言の案をつくります。また、政策案に対する市民の声を反映させます。

こうして条例や政策提言ができたのちは、Check（評価）となりますが、条例に基づきどのような事業がどのように行われているのか、効果は出ているか課題解決につながっているかといったことを、政策をつかった議会自ら検証・評価します。

検証・評価の結果、議会として対応が必要であればAction（改善）として、条例改正などに取り組みます。

こうして政策形成サイクルを繰り返して推進していくことにより、横須賀市議会は誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

横須賀市議会の政策形成サイクル



TOPICS



議会シンボルマーク

移転前の横須賀市議会の議事堂は、現在の北口駐車場の場所に独立した建物としてありましたが、昭和59年（1984年）12月、老朽化に伴う市役所の建て替えに合わせ、市役所本庁舎9～R1階部分に移転しました。この議事堂移転20周年を記念して、「開かれた議会」「市民に親しまれる身近な議会」をイメージするような横須賀市議会のシンボルマークを募集し、議会や公募委員などによる2度の選考を経て決定しました。

市民に親しまれる身近な議会を、市民の一票をくわえた波間を飛ぶカモメに象徴させ、横須賀の頭文字Yの形にまとめ、「開かれた議会」「市民に親しまれる身近な議会」を表現しています。青と空色は横須賀の海と議会の透明性をあらわしています。



本会議場での手話通訳

横須賀市議会では、平成19年第2回定例会から、本会議での手話通訳を開始しました。この当時は、議員が市長に対して質問を行う本会議のみが対象でしたが、平成27年第2回定例会から、すべての定例議会の本会議で手話通訳を行っています。

インターネットによる生中継や録画放送でも手話通訳付きの本会議を見ることができます。



議場見学

議会を身近なものとして感じていただくため、議場見学を受け付けています。本会議場や委員会室などの議会施設を、議政局職員の説明で見学してみたいかがでしょうか。

| | |
|-------|--|
| 対象者 | どなたでも見学できます |
| 見学時間 | 30分から60分程度 |
| 見学場所 | 本会議場や委員会室などの議会施設 |
| 見学可能日 | 議会開会中を除く平日（月～金曜日） 午前9時～午後4時 |
| 申し込み | 事前に市議会議政局総務調査課 （直通046-822-8460）へご連絡ください |





横須賀市議会

【横須賀市議会議会局】 〒238-8550 横須賀市小川町11番地

- 総務調査課 046-822-8460
- 議事課 046-822-9394
- F A X 046-824-2663
- E-mail ... pd-ccs@city.yokosuka.kanagawa.jp

ホームページ

横須賀市議会

検索



市議会公式X



【よこすか市議会ガイド】

発行：令和5年(2023年)12月/第7版/横須賀市議会

編集：広報広聴会議

大貫次郎委員長 / 加藤ゆうすけ副委員長 / 池田徳重 /
川本伸 / 竹岡力 / 土田弘之宣 / 天白牧夫 / 長谷川昇 /
ふじそのあき / 松岡和行 / 渡辺光一

製作：文明堂印刷株式会社

「よこすか市議会ガイド」は10,000部製作し、1部当たりの印刷経費は275円です。
紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて製作しています。